

令和7年度

市税概要

厚木市

厚木市民憲章

(昭和39年2月1日制定)

大山を仰ぎ、相模川の流に臨む郷土、ここに生きるわたくしたち厚木市民は、先人の努力をうけつぎ、県央の近代都市としての発展をめざして、この憲章をかかげ力強く前進しましょう。

- 一、わたくしたち厚木市民は、花や緑を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、たがいに敬い愛しあい、善意に満ちた家庭とまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、教養をゆたかにし、文化の高いまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、健康ではたらき、力あふれるまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち厚木市民は、進んできまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。

目 次

第 1 章 総 括

1	市の概況	5
(1)	厚木市の位置	5
(2)	市域の変遷	5
2	人口・世帯数の推移	6
3	令和7年度一般会計歳入歳出予算(当初)	7
4	令和7年度一般会計歳入歳出予算構成図(当初)	8
5	令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表	9
6	令和6年度一般会計歳入決算額	10
7	令和6年度一般会計歳出決算額	11

第 2 章 賦 課

8	市税当初予算額前年度対比表	13
9	令和7年度市税歳入予算額の構成(当初)	14
10	令和6年度市税歳入決算額の構成	15
11	市税収入の推移	16
12	市税伸長状況表	16
13	市税の伸長率	17
14	徴税費に関する調べ(年度比較)	18
15	個人市民税・県民税・森林環境税	19
(1)	個人市民税・県民税・森林環境税の当初調定額の推移(6月末)	19
(2)	個人市民税納税義務者の内訳(当初現年分)	20
(3)	課税標準所得別納税義務者数(当初)	20
(4)	課税標準額所得割等に関する調べ(6月末)	21
(5)	退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)	22
(6)	課税標準額段階別納税義務者数(当初)	23
(7)	課税標準額段階別総所得金額(当初)	24
(8)	事業専従者に関する調べ	25
16	法人市民税	26
(1)	税率別調定額前年度対比表	26
(2)	調定額の推移	27
(3)	月別調定額前年度対比表	27

17	固定資産税・都市計画税	28
	(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ(当初)	28
	(2) 土地に関する概要調書	30
	(3) 宅地に関する調べ	32
	(4) 家屋に関する概要調書	33
	(5) 償却資産に関する概要調書	34
	(6) 土地の年度別構成比	35
	(7) 家屋の棟数及び床面積調べ	35
18	軽自動車税	36
	(1) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初)	36
	(2) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初、三輪・四輪内訳)	37
	(3) 軽自動車税(種別割)車種別台数及び調定額の推移(当初)	38
	(4) 軽自動車税環境性能割月別調定額(10月末まで)	39
19	市たばこ税に関する調べ	40
20	入湯税に関する調べ	41

第3章 納 税

21	市税収入実績調べ	44
22	督促状発送状況調べ	46
23	滞納処分執行状況調べ	47

第4章 その他の資料

24	市税証明等発行件数	49
25	行政機構と税務事務分掌	50
	(1) 行政機構図	50
	(2) 税務機構図	51
	(3) 税務事務分掌	51
26	税務職員係別人員調べ	52
27	電算事務実施状況	54
28	市税の税率等一覧表(令和7年度)	55
29	市税税率の変遷	56

第 1 章 総括



厚 木 市 章

(昭和 30 年 3 月 22 日制定)

あつぎの 3 字と鮎 3 尾をもってあの字型を図案化し、市民の和合と発展を象徴しています。

1 市の概況

令和7年4月1日現在

(1) 厚木市の位置



方位	経度	地名	方位	緯度	地名
極東	東経 139° 22' 45"	下依知	極北	北緯 35° 31' 41"	上依知
極西	東経 139° 13' 42"	七沢	極南	北緯 35° 23' 41"	戸田

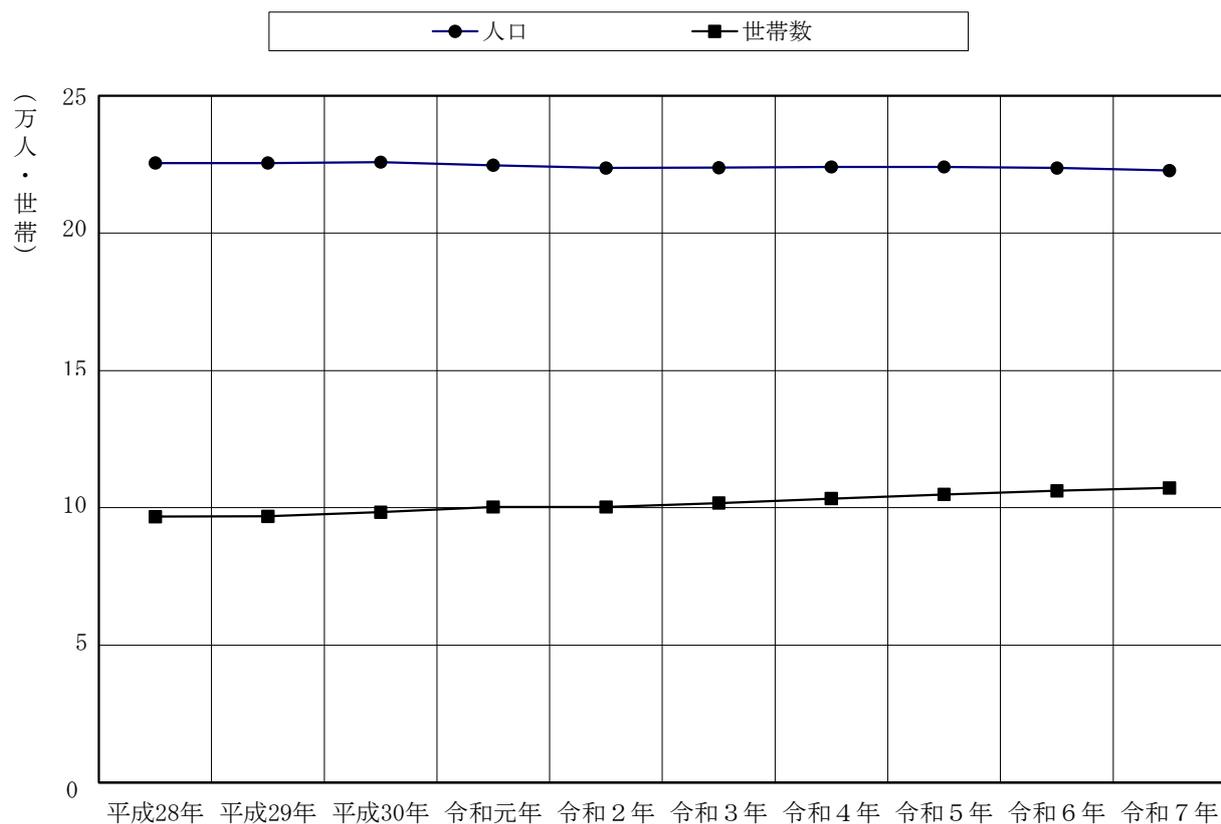
事務所の位置	東経	北緯	海拔
市庁舎 (中町3-17-17)	139° 21' 44"	35° 26' 34"	20.3m

方向	東西	南北
距離	13.76 km	14.71 km

(2) 市域の変遷

年月日	事項	面積	人口
昭和30年2月1日	厚木町、南毛利村、睦合村、小鮎村及び玉川村が合併し、市制施行	56.50 km ²	31,295 人
昭和30年7月8日	相川村、依知村を編入	74.90 km ²	39,409 人
昭和31年9月30日	荻野村を編入	92.69 km ²	44,652 人
昭和35年10月1日	国勢調査、国土地理院調査	92.84 km ²	46,239 人
昭和46年9月1日	愛川町との境界を変更	92.86 km ²	88,330 人
昭和50年5月1日	伊勢原市との境界を変更	92.86 km ²	106,923 人
平成2年9月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	196,487 人
平成12年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	217,369 人
平成17年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	222,403 人
平成22年10月1日	国勢調査	93.83 km ²	224,420 人
平成26年10月1日	国土地理院調査	93.84 km ²	225,166 人
平成27年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	225,714 人
令和2年10月1日	国勢調査	93.84 km ²	223,705 人
令和6年10月1日	国土地理院調査	93.83 km ²	223,704 人

2 人口・世帯数の推移



(各年10月1日現在)

区分 年次	世帯数	人 口		
		総数	男	女
平成28年度	96,767	225,541	116,511	109,030
平成29年度	98,145	225,693	116,655	109,038
平成30年度	99,336	225,204	116,487	108,717
令和元年度	100,377	224,677	116,247	108,430
令和2年度	100,360	223,705	115,343	108,362
令和3年度	101,734	223,771	115,293	108,478
令和4年度	103,411	224,095	115,378	108,717
令和5年度	104,921	224,058	115,427	108,631
令和6年度	106,153	223,704	115,259	108,445
令和7年度	107,231	222,797	114,832	107,965

3 令和7年度一般会計歳入歳出予算（当初）

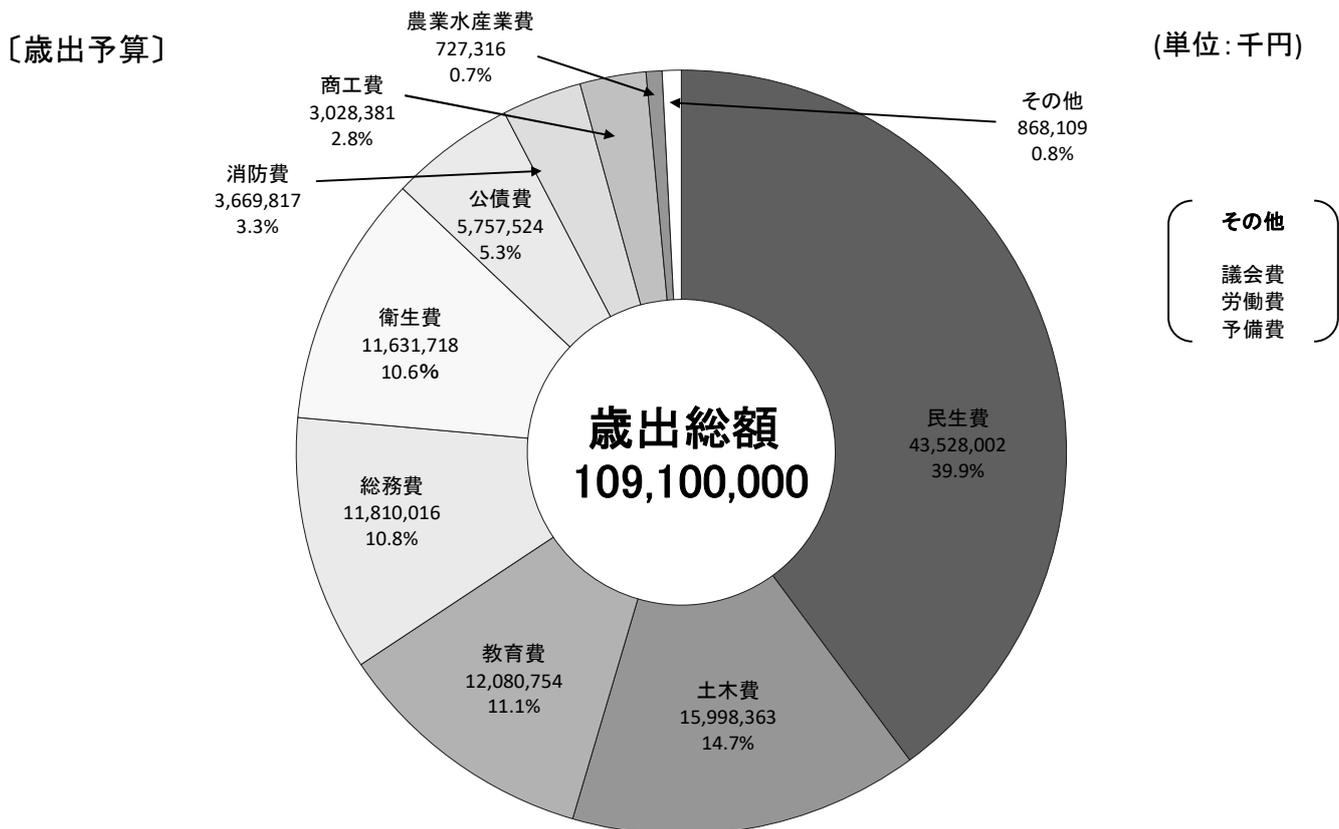
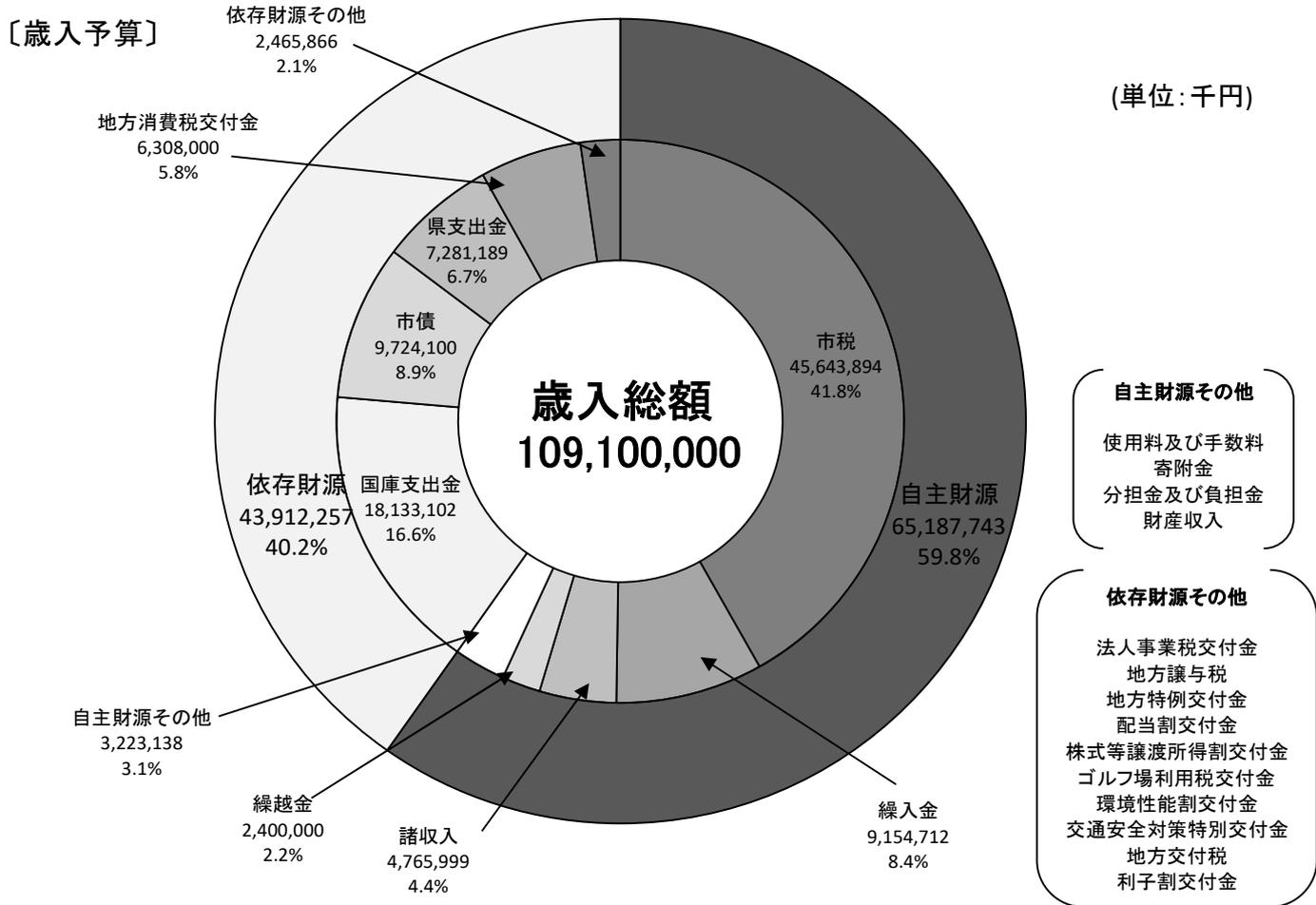
歳 入 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 市 税	45,643,894	41.8
10 地 方 譲 与 税	529,866	0.5
15 利 子 割 交 付 金	14,000	0.0
18 配 当 割 交 付 金	270,000	0.2
21 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	270,000	0.2
23 法 人 事 業 税 交 付 金	845,000	0.8
24 地 方 消 費 税 金 交 付	6,308,000	5.8
27 ゴルフ場利用税金 交 付 金	138,000	0.1
31 環 境 性 能 割 交 付 金	118,000	0.1
33 地 方 特 例 交 付 金	213,000	0.2
35 地 方 交 付 税	30,000	0.0
40 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	38,000	0.0
45 分 担 金 及 び 負 担 金	386,888	0.4
50 使 用 料 及 び 手 数 料	1,257,520	1.2
55 国 庫 支 出 金	18,133,102	16.6
60 県 支 出 金	7,281,189	6.7
65 財 産 収 入	278,730	0.3
70 寄 附 金	1,300,000	1.2
75 繰 入 金	9,154,712	8.4
80 繰 越 金	2,400,000	2.2
85 諸 収 入	4,765,999	4.4
90 市 債	9,724,100	8.9
合 計	109,100,000	100.0

歳 出 (単位：千円・%)

款 別	予 算 額	構 成 比
5 議 会 費	456,462	0.4
10 総 務 費	11,810,016	10.8
15 民 生 費	43,528,002	39.9
20 衛 生 費	11,631,718	10.6
25 労 働 費	311,647	0.3
30 農 林 水 産 業 費	727,316	0.7
35 商 工 費	3,028,381	2.8
40 土 木 費	15,998,363	14.7
45 消 防 費	3,669,817	3.3
50 教 育 費	12,080,754	11.1
60 公 債 費	5,757,524	5.3
70 予 備 費	100,000	0.1
合 計	109,100,000	100.0

4 令和7年度一般会計歳入歳出予算構成図（当初）



5 令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)
一般会計	118,320,981,671	114,403,231,011	△ 3,917,750,660
特別会計	公共用地取得事業	791,831,776	△ 18,216,223
	後期高齢者医療事業	4,169,864,364	△ 112,111,636
	国民健康保険事業	21,444,584,315	△ 213,324,685
	介護保険事業	18,328,807,536	△ 449,728,464
	学校給食事業	882,516,130	△ 9,713,870
	小計	45,617,604,121	△ 803,094,878
合計	164,741,680,670	160,020,835,132	△ 4,720,845,538

(歳出)

(単位：円)

会計区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減 (A) - (B)
一般会計	118,320,981,671	108,812,218,848	9,508,762,823
特別会計	公共用地取得事業	791,786,097	18,261,902
	後期高齢者医療事業	4,130,842,382	151,133,618
	国民健康保険事業	21,275,083,147	382,825,853
	介護保険事業	17,524,029,769	1,254,506,231
	学校給食事業	882,516,130	9,713,870
	小計	44,604,257,525	1,816,441,474
合計	164,741,680,670	153,416,476,373	11,325,204,297

6 令和6年度一般会計歳入決算額

(単位：円・%)

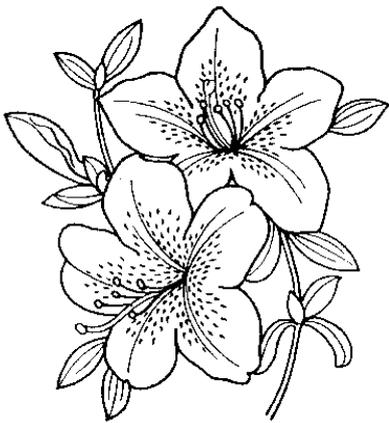
款 別	当初予算額	予算現額 (A)	調 定 額	収入済額 (B)	収入済額 の構成比	収入割合 (B)／(A)
5 市 税	42,968,858,000	46,528,858,000	48,284,458,048	47,704,582,004	41.7	102.5
10 地方譲与税	529,866,000	529,866,000	541,365,000	541,365,000	0.5	102.2
15 利子割交付金	14,000,000	14,000,000	17,412,000	17,412,000	0.0	124.4
18 配当割交付金	202,000,000	202,000,000	398,052,000	398,052,000	0.3	197.1
21 株式譲渡所得割 交 付 金	220,000,000	220,000,000	570,612,000	570,612,000	0.5	259.4
23 法 人 事 業 税 金 交 付 金	835,000,000	835,000,000	1,026,697,000	1,026,697,000	0.9	123.0
24 地 方 消 費 税 金 交 付 金	5,800,000,000	6,100,000,000	6,358,101,000	6,358,101,000	5.6	104.2
27 ゴルフ場利用税 交 付 金	138,000,000	138,000,000	140,788,247	140,788,247	0.1	102.0
30 自動車取得税 交 付 金	0	0	0	0	0.0	—
31 環 境 性 能 割 交 付 金	118,000,000	118,000,000	149,495,000	149,495,000	0.1	126.7
33 地 方 特 例 交 付 金	1,230,000,000	1,230,000,000	1,256,029,000	1,256,029,000	1.1	102.1
35 地方交付税	30,000,000	30,000,000	98,439,000	98,439,000	0.1	328.1
40 交通安全対策 特 別 交 付 金	38,000,000	38,000,000	28,109,000	28,109,000	0.0	74.0
45 分 担 金 及 び 負 担 金	376,890,000	376,890,000	377,272,031	372,528,404	0.3	98.8
50 使用料及び 手 数 料	1,394,971,000	1,394,971,000	1,306,240,342	1,265,096,789	1.1	90.7
55 国庫支出金	16,524,403,000	23,340,174,229	20,394,287,181	20,394,287,181	17.8	87.4
60 県 支 出 金	6,362,941,000	6,637,289,000	6,464,619,429	6,464,619,429	5.7	97.4
65 財 産 収 入	241,218,000	394,395,000	424,678,080	424,654,380	0.4	107.7
70 寄 附 金	1,300,000,000	1,300,000,000	1,223,130,602	1,223,130,602	1.1	94.1
75 繰 入 金	6,434,221,000	3,156,091,000	3,368,702,788	3,368,702,788	2.9	106.7
80 繰 越 金	2,400,000,000	5,331,905,442	5,331,906,020	5,331,906,020	4.7	100.0
85 諸 収 入	4,410,732,000	4,408,542,000	4,899,982,060	4,271,724,167	3.7	96.9
90 市 債	12,230,900,000	15,997,000,000	12,996,900,000	12,996,900,000	11.4	81.2
合 計	103,800,000,000	118,320,981,671	115,657,275,828	114,403,231,011	100.0	96.7

7 令和6年度一般会計歳出決算額

(単位：円・%)

款 別	当初予算額	予算現額 (A)	支出済額 (B)	不用額 (含繰越額)	支出済額 の構成比	支出割合 (B)/(A)
5 議会費	456,462,000	451,747,000	423,658,307	28,088,693	0.4	93.8
10 総務費	11,810,016,000	17,775,458,894	17,049,391,158	726,067,736	15.7	95.9
15 民生費	43,528,002,000	46,725,931,096	44,171,004,454	2,554,926,642	40.5	94.5
20 衛生費	11,631,718,000	12,549,132,342	11,372,553,171	1,176,579,171	10.5	90.6
25 労働費	311,647,000	308,383,000	287,033,166	21,349,834	0.3	93.1
30 農林水産業費	727,316,000	950,688,000	909,239,861	41,448,139	0.8	95.6
35 商工費	3,028,381,000	3,450,312,000	3,351,433,746	98,878,254	3.1	97.1
40 土木費	15,998,363,000	15,542,512,579	12,422,245,170	3,120,267,409	11.4	79.9
45 消防費	3,669,817,000	3,704,965,494	3,500,304,951	204,660,543	3.2	94.5
50 教育費	12,080,754,000	11,285,574,000	9,852,471,305	1,433,102,695	9.1	87.3
60 公債費	5,757,524,000	5,559,755,000	5,472,883,559	86,871,441	5.0	98.4
70 予備費	100,000,000	16,522,266	0	16,522,266	0.0	0.0
合 計	109,100,000,000	118,320,981,671	108,812,218,848	9,508,762,823	100.0	92.0

第 2 章 賦課



市の花 さつき
(昭和 44 年 2 月 1 日制定)

さつき（シャクナゲ科）

日本の原産で、関東以西各地に生育し、花は一重、八重、大盃、絞りなど各種園芸品種が多く 6～7 月に色とりどりの花が開花します。

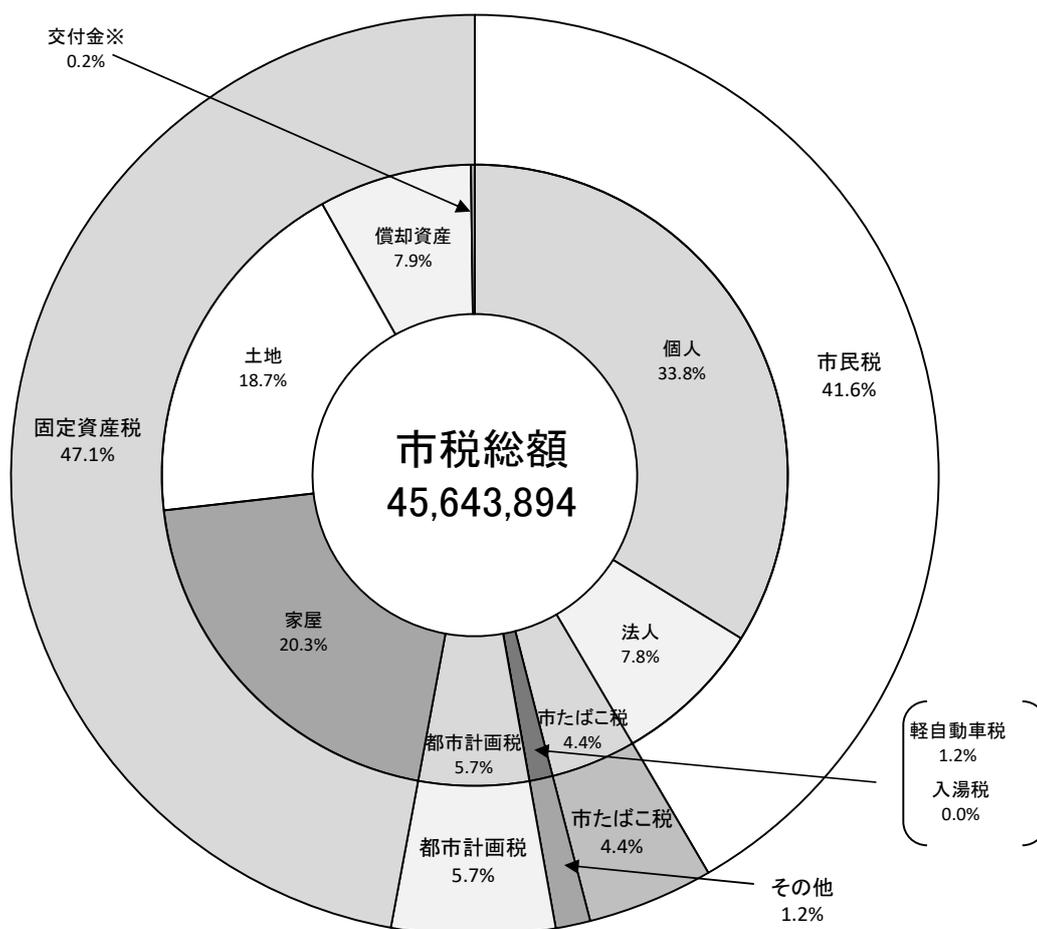
さつきは主に盆栽、庭園樹、公園に使われ、通常挿木で繁殖し、気候的に本市にふさわしく栽培も簡単です。

8 市税当初予算額前年度対比表

(単位：千円・%)

年度		令和7年度	令和6年度	対前年度比
税目				
市	市民税	19,012,640	17,033,129	111.6
個人	現年課税分	15,250,000	14,100,000	108.2
	滞納繰越分	194,415	171,332	113.5
法人	現年課税分	3,563,000	2,756,000	129.3
	滞納繰越分	5,225	5,797	90.1
	固定資産税	21,492,907	20,858,887	103.0
土地家屋 償却資産	現年課税分	21,366,290	20,738,220	103.0
	滞納繰越分	39,617	33,667	117.7
	国有資産等所在市町村交付金	87,000	87,000	100.0
	軽自動車税	568,143	554,313	102.5
	環境性能割	47,459	50,035	94.9
種別割	現年課税分	515,263	500,897	102.9
	滞納繰越分	5,421	3,381	160.3
市	たばこ税	1,989,109	1,996,337	99.6
	現年課税分	1,989,108	1,996,336	99.6
	滞納繰越分	1	1	100.0
入	湯税	2,603	2,746	94.8
	現年課税分	2,602	2,745	94.8
	滞納繰越分	1	1	100.0
都	市計画税	2,578,492	2,523,446	102.2
土地家屋	現年課税分	2,573,462	2,519,798	102.1
	滞納繰越分	5,030	3,648	137.9
	現年課税分計	45,394,184	42,751,031	106.2
	滞納繰越分計	249,710	217,827	114.6
	市税総計	45,643,894	42,968,858	106.2

9 令和7年度市税歳入予算額の構成（当初）



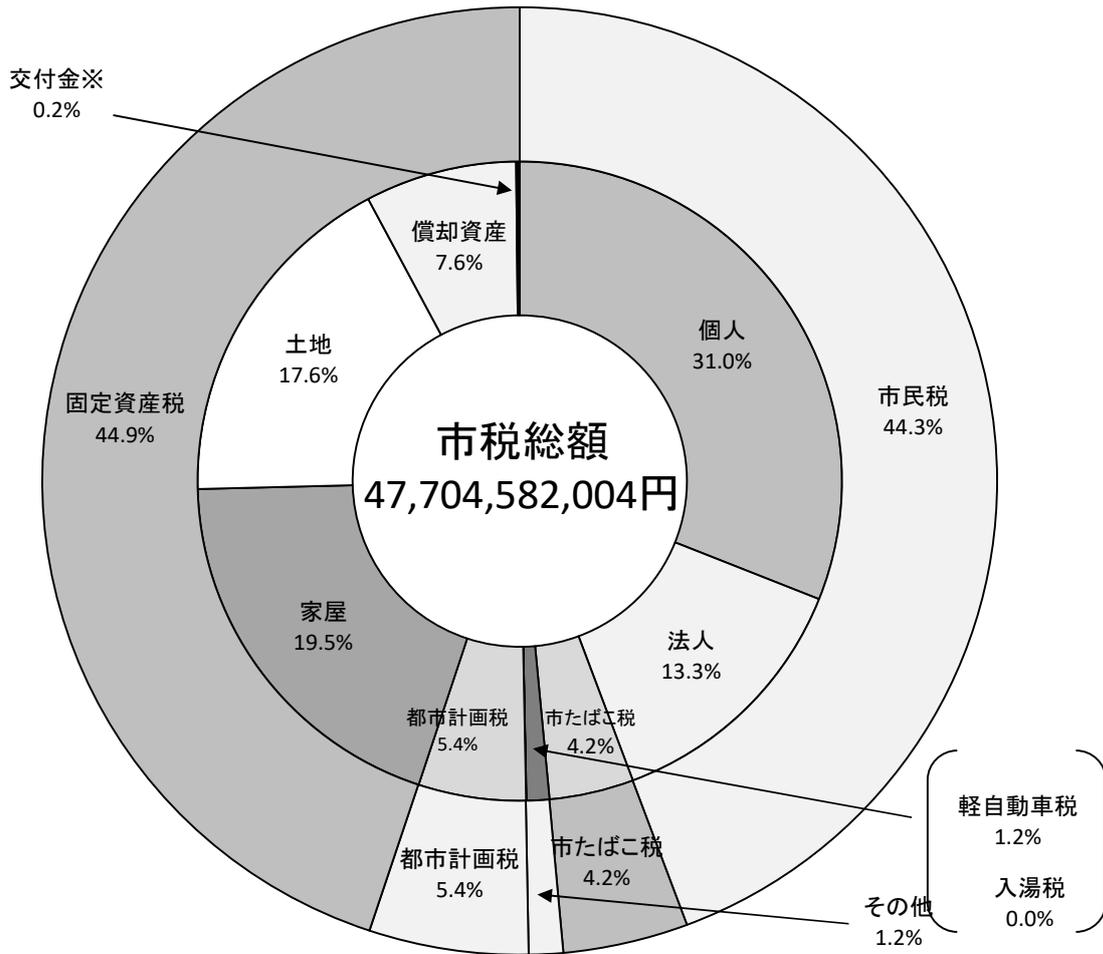
(単位：千円・%)

税目	区分	予 算 額			
		令和7年度	令和6年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	43,062,799	40,442,666	2,620,133	106.5
	市民税	19,012,640	17,033,129	1,979,511	111.6
	個人	15,444,415	14,271,332	1,173,083	108.2
	法人	3,568,225	2,761,797	806,428	129.2
	固定資産税	21,492,907	20,858,887	634,020	103.0
	固定資産税	21,405,907	20,771,887	634,020	103.1
	土地	8,514,415	8,383,847	130,568	101.6
	家屋	9,293,124	8,924,839	368,285	104.1
	償却資産	3,598,368	3,463,201	135,167	103.9
	交付金※	87,000	87,000	0	100.0
	軽自動車税	568,143	554,313	13,830	102.5
	環境性能割	47,459	50,035	△ 2,576	94.9
	種別割	520,684	504,278	16,406	103.3
	市たばこ税	1,989,109	1,996,337	△ 7,228	99.6
2	目的税	2,581,095	2,526,192	54,903	102.2
	入湯税	2,603	2,746	△ 143	94.8
	都市計画税	2,578,492	2,523,446	55,046	102.2
	合計	45,643,894	42,968,858	2,675,036	106.2

※国有資産等所在市町村交付金

(注) 現年度分と滞納繰越分の合計です。

10 令和6年度市税歳入決算額の構成



(単位：円・%)

税目	区分	決 算 額			
		令和6年度	令和5年度	比較増減	対前年度比
1	普通税	45,129,200,320	45,736,331,973	△ 607,131,653	98.7
	市民税	21,129,121,851	22,457,669,334	△ 1,328,547,483	94.1
	個人	14,800,842,510	15,470,197,883	△ 669,355,373	95.7
	法人	6,328,279,341	6,987,471,451	△ 659,192,110	90.6
	固定資産税	21,423,716,382	20,724,945,769	698,770,613	103.4
	固定資産税	21,336,707,082	20,637,493,969	699,213,113	103.4
	土地	8,401,433,940	7,997,269,457	404,164,483	105.1
	家屋	9,306,202,651	9,165,888,694	140,313,957	101.5
	償却資産	3,629,070,491	3,474,335,818	154,734,673	104.5
	交付金※	87,009,300	87,451,800	△ 442,500	99.5
	軽自動車税	549,500,846	520,984,640	28,516,206	105.5
	環境性能割	47,879,100	34,111,400	13,767,700	140.4
	種別割	501,621,746	486,873,240	14,748,506	103.0
	市たばこ税	2,026,861,241	2,032,732,230	△ 5,870,989	99.7
2	目的税	2,575,381,684	2,496,283,938	79,097,746	103.2
	入湯税	2,560,800	2,774,250	△ 213,450	92.3
	都市計画税	2,572,820,884	2,493,509,688	79,311,196	103.2
	合計	47,704,582,004	48,232,615,911	△ 528,033,907	98.9

※国有資産等所在市町村交付金

(注)現年度分と過年度分の合計です。

1 1 市税収入の推移

(単位：千円)

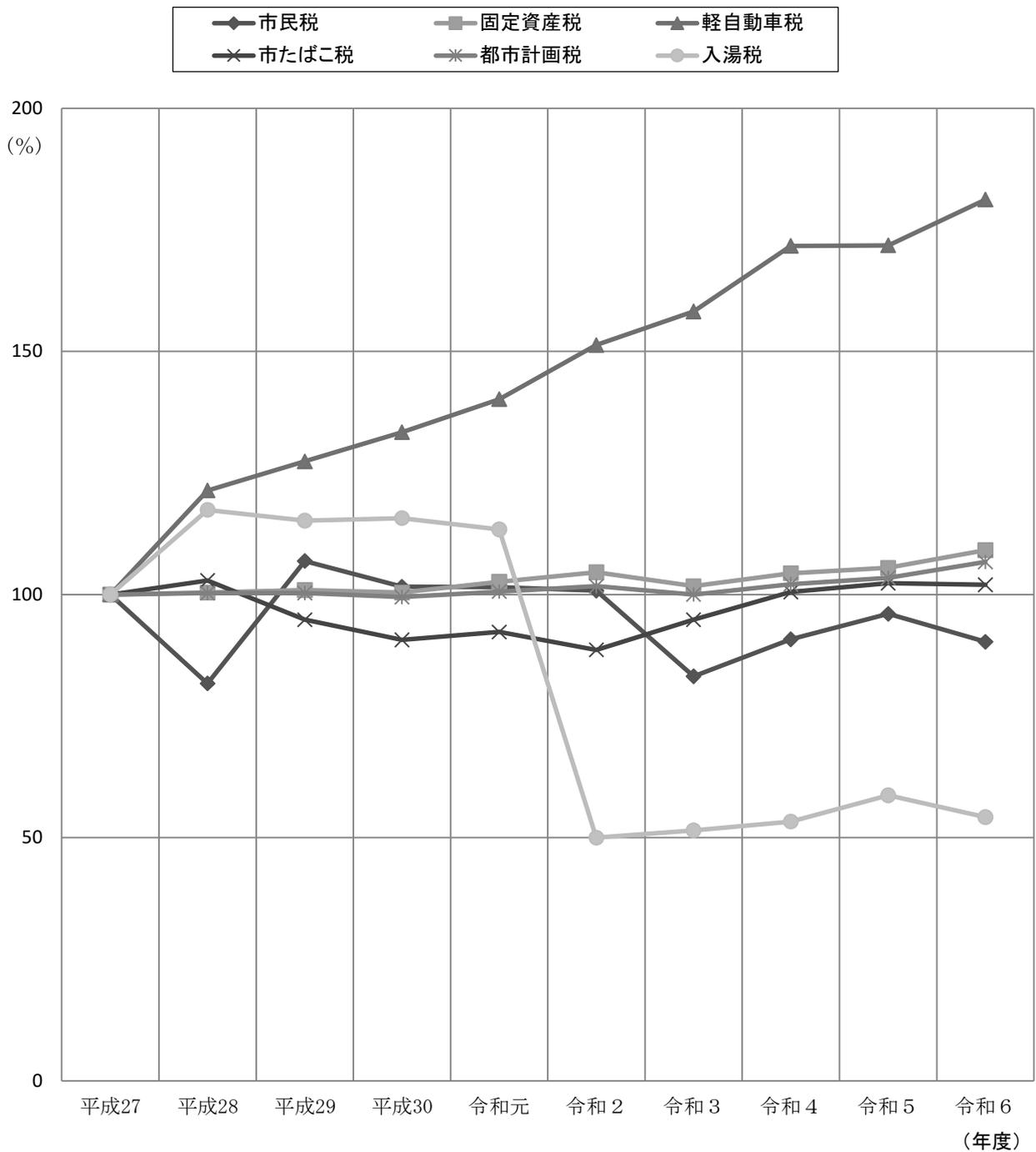
区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和2年度	47,943,529	49,292,402	48,785,571	41,138	465,693
令和3年度	43,145,198	44,591,403	44,195,557	24,498	371,346
令和4年度	45,426,036	47,229,376	46,733,501	38,317	457,557
令和5年度	47,839,657	48,853,499	48,232,615	71,953	548,930
令和6年度	46,528,858	48,284,458	47,704,582	32,556	547,319

1 2 市税伸長状況表

(単位：%)

区分 年度	市税予算現額の伸び率	市税収入済額の伸び率	徴収率 (対調定額)	人口の伸び率 (1月1日現在)
令和2年度	101.5	100.4	99.0	99.7
令和3年度	90.0	90.6	99.1	99.9
令和4年度	105.3	105.7	99.0	100.2
令和5年度	105.3	103.2	98.7	100.0
令和6年度	97.3	98.9	98.8	99.8

1.3 市税の伸長率



平成27年度の決算額を100としたときの令和6年度の数値

市民税	固定資産税	軽自動車税 (環境性能割含む)	市たばこ税	入湯税	都市計画税
90.3	109.1	181.2	102.0	54.2	106.7

14 徴税費に関する調べ（年度比較）

（単位：千円）

区 分		年 度	令和6年度	令和5年度
税収入額	(1) 市 税		47,704,582	48,232,616
	(2) 個 人 の 県 民 税		9,843,720	10,309,169
	(3) 合 計		57,548,302	58,541,785
徴 人件費	(4) 基 本 給		285,093	278,779
	(5) 諸 手 当		248,723	245,884
	ア 超 過 勤 務 手 当		35,488	37,431
	イ 税 務 特 別 手 当		0	0
	ウ そ の 他 の 手 当		213,235	208,453
	(6) そ の 他		98,592	94,772
	(7) 小 計		632,408	619,435
税 需用費	(8) 旅 費		2,063	2,448
	(9) 賃 金		0	0
	(10) そ の 他		176,515	223,447
	(11) 小 計		178,578	225,895
費 報奨金及び これに類する 経費	(12) 納 期 前 納 付 の 報 奨 金			
	(13) 納 税 貯 蓄 組 合 補 助 金		161	200
	(14) 納 税 奨 励 金		0	0
	(15) そ の 他		0	0
	(16) 小 計		161	200
(17) そ の 他		43,171	37,674	
(18) 合 計		854,318	883,204	
県税徴収 取扱費	(19) 納 税 義 務 者 数 を 基 準 に し た 金 額		390,352	364,962
	(20) 報 奨 金 の 額 に 相 当 す る 金 額			
	(21) 合 計		390,352	364,962
(22) 市 税 徴 収 取 扱 費	(18) - (21)		463,966	518,242
税収入額に対する 徴税費の割合	(23) (18) / (3)		1%	2%
	(24) (22) / (1)		1%	1%
徴税職員数4月1日現在			78人	79人

15 個人市民税・県民税・森林環境税

(1) 個人市民税・県民税・森林環境税の当初調定額の推移(6月末)

(単位:人・千円・%)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
区分							
納税義務者数	普通徴収	22,227	22,870	23,334	23,380	23,472	
	給与特別徴収	79,137	79,463	80,249	81,443	83,168	
	年金特別徴収	16,101	16,185	16,022	16,330	16,799	
	計	117,465	118,518	119,605	121,153	123,439	
税額	市民税	普通徴収均等割	80,251	82,329	83,890	70,272	71,873
		普通徴収所得割	2,768,520	3,140,689	3,147,754	2,987,662	3,254,155
		給与特別徴収均等割	272,707	273,383	275,841	244,522	246,628
		給与特別徴収所得割	10,614,533	10,849,573	11,007,021	10,543,072	11,771,386
		年金特別徴収均等割	52,084	52,482	51,969	46,681	47,257
		年金特別徴収所得割	724,240	718,956	711,908	625,203	788,241
	小計	14,512,335	15,117,412	15,278,383	14,517,412	16,179,540	
	県民税	普通徴収均等割	41,272	42,341	43,142	30,503	31,154
		普通徴収所得割	1,855,870	2,105,005	2,109,711	2,002,133	2,180,440
		給与特別徴収均等割	140,252	140,601	141,865	109,387	106,878
		給与特別徴収所得割	7,120,926	7,278,875	7,384,940	7,073,931	7,904,400
		年金特別徴収均等割	26,785	26,990	26,726	20,227	20,477
年金特別徴収所得割		485,587	482,092	477,339	419,186	528,390	
小計	9,670,692	10,075,904	10,183,723	9,655,367	10,771,739		
市・県民税	普通徴収均等割	121,523	124,670	127,032	100,775	103,027	
	普通徴収所得割	4,624,390	5,245,694	5,257,465	4,989,795	5,434,595	
	給与特別徴収均等割	412,959	413,984	417,706	353,909	353,506	
	給与特別徴収所得割	17,735,459	18,128,448	18,391,961	17,617,003	19,675,786	
	年金特別徴収均等割	78,869	79,472	78,695	66,908	67,734	
	年金特別徴収所得割	1,209,827	1,201,048	1,189,247	1,044,389	1,316,631	
	合計	24,183,027	25,193,316	25,462,106	24,172,779	26,951,279	
森林環境税	普通徴収				22,547	23,804	
	給与特別徴収				67,387	82,211	
	年金特別徴収				16,122	15,774	
	小計				106,056	121,789	
合計	24,183,027	25,193,316	25,462,106	24,278,835	27,073,068		
伸び率	97.7	104.2	101.1	95.4	111.5		

(2) 個人市民税納税義務者の内訳 (当初現年分)

(単位：人)

区分 年度	均等割のみの者	所得割のみの者	均等割 所得割 の者	合計
令和3年度	4,794	0	111,536	116,330
令和4年度	4,966	0	111,302	116,268
令和5年度	5,001	0	113,358	118,359
令和6年度	11,624	0	108,371	119,995
令和7年度	5,001	0	117,097	122,098

(3) 課税標準所得別納税義務者数 (当初)

(単位：人)

区分 年度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	合計
令和3年度	89,639	3,871	28	17,998	111,536
令和4年度	90,333	3,919	31	18,019	112,302
令和5年度	91,639	3,788	25	17,906	113,358
令和6年度	89,074	3,496	27	15,774	108,371
令和7年度	94,390	3,966	30	18,711	117,097

(注) 均等割のみの者を除く。

(4) 課税標準額所得割等に関する調べ(6月末)

(単位:人・千円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分						
納税義務者数		111,536	112,302	113,358	108,371	117,097
総所得金額	総所得金額	383,436,879	395,375,709	402,603,399	405,657,418	427,969,234
	山林所得金額 退職所得	0	0	0	3,281	340
	分離譲渡金額等	11,320,061	16,295,263	15,085,203	17,032,769	17,639,323
	計	394,756,940	411,670,972	417,688,602	422,693,468	445,608,897
所得控除額	雑損	4,252	926	547	6,069	11,031
	医療費	2,368,177	2,545,380	2,528,981	2,535,435	2,781,433
	社会保険料	65,656,532	66,138,185	67,872,317	69,392,686	73,658,302
	小規模共済	1,458,003	1,646,760	1,802,075	1,922,061	2,106,184
	生命保険料	3,639,401	3,664,354	3,662,702	3,551,556	3,642,090
	地震保険料	298,913	318,546	327,387	318,991	342,637
	障害者	1,021,480	1,044,100	1,060,780	963,400	1,161,680
	寡婦	180,180	180,700	178,620	178,620	194,740
	ひとり親	434,100	455,100	447,300	384,900	469,200
	勤労学生	2,340	3,900	2,860	0	4,680
	配偶者	8,026,800	7,773,180	7,524,810	6,653,890	7,218,460
	配偶者特別	1,427,820	1,423,500	1,406,300	1,305,990	1,354,160
	扶養	6,928,530	6,917,310	6,789,640	6,268,980	6,818,240
	同居特障加算分	185,610	181,010	174,110	149,040	189,750
	基礎	47,741,570	48,036,920	48,496,090	46,341,400	50,093,520
計	139,373,708	140,329,871	142,274,519	139,973,018	150,046,107	
課税標準額	総所得金額	244,154,063	255,156,343	260,442,216	265,806,199	278,063,405
	山林所得金額 退職所得	0	0	0	3,281	340
	分離譲渡金額等	11,229,169	16,184,758	14,971,867	16,910,970	17,499,045
	計	255,383,232	271,341,101	275,414,083	282,720,450	295,562,790
算出税額		14,981,135	15,790,393	16,070,531	16,450,700	17,204,170
税額控除額等		673,172	811,306	922,404	1,968,602	1,079,131
調整控除		220,073	220,739	220,252	206,316	225,022
配当割額・株式等譲渡所得割額 控除		30,107	29,712	63,682	42,976	57,664
所得割額		14,057,783	14,728,636	14,904,193	14,232,806	15,842,353

(5) 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調べ(6月末まで)

(単位:人・千円)

年度 調定月	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額	納税 義務者数	所得割額
4月	59	12,572	42	20,063	38	11,483	29	4,242	59	20,676
5月	109	14,214	184	26,226	164	23,686	130	36,063	212	28,854
6月	48	7,863	42	16,327	28	3,084	38	9,069	53	9,038
7月	113	13,475	38	13,022	47	10,311	35	7,520		
8月	39	6,106	41	12,775	31	24,301	61	31,016		
9月	32	4,217	26	3,868	27	4,978	28	12,940		
10月	30	9,538	25	6,527	21	6,073	46	5,265		
11月	42	5,533	36	5,635	30	11,714	48	6,860		
12月	21	2,027	25	4,342	26	3,731	42	6,399		
1月	18	3,104	24	2,857	28	6,788	19	2,845		
2月	48	11,010	23	7,187	40	7,389	46	8,901		
3月	20	2,482	17	1,998	23	3,647	27	4,360		
合計	579	92,141	523	120,827	503	117,185	549	135,480	324	58,568

(6) 課税標準額段階別納税義務者数 (当初)

(単位：人)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	2,704	149	3	892	273	4,021
10万円超え 100万円以下	20,499	1,099	12	9,895	267	31,772
100万円超え 200万円以下	26,882	965	7	3,828	322	32,004
200万円超え 300万円以下	19,025	683	3	1,167	260	21,138
300万円超え 400万円以下	10,332	360	2	516	209	11,419
400万円超え 550万円以下	7,828	280	1	403	225	8,737
550万円超え 700万円以下	2,727	115	0	242	137	3,221
700万円超え 1,000万円以下	2,075	122	1	265	130	2,593
1,000万円超え	1,478	148	1	370	195	2,192
合 計	93,550	3,921	30	17,578	2,018	117,097
200万円以下	50,085	2,213	22	14,615	862	67,797
200万円超え 700万円以下	39,912	1,438	6	2,328	831	44,515
700万円超え	3,553	270	2	635	325	4,785

(7) 課税標準額段階別総所得金額 (当初)

(単位：千円)

内 訳 段 階	給与所得者	営 業 者 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 の 所 得 者	譲 渡 所 得 に つ いて 分 離 課 税 し た 者	計
10万円以下	1,731,464	145,616	2,774	832,997	3,355,972	6,068,823
10万円超え 100万円以下	30,328,922	1,729,397	14,875	14,504,092	2,555,068	49,132,354
100万円超え 200万円以下	69,710,057	2,532,249	17,590	9,546,339	3,596,780	85,403,015
200万円超え 300万円以下	73,330,335	2,508,721	9,515	4,270,336	2,213,204	82,332,111
300万円超え 400万円以下	52,957,681	1,762,437	9,251	2,490,036	2,236,391	59,455,796
400万円超え 550万円以下	51,997,189	1,732,934	5,812	2,495,483	2,542,709	58,774,127
550万円超え 700万円以下	22,694,252	908,233	0	1,879,708	2,143,666	27,625,859
700万円超え 1,000万円以下	21,773,595	1,214,850	10,456	2,649,348	2,602,894	28,251,143
1,000万円超え	29,422,536	3,427,685	15,471	7,202,647	8,497,330	48,565,669
合計	353,946,031	15,962,122	85,744	45,870,986	29,744,014	445,608,897
200万円以下	101,770,443	4,407,262	35,239	24,883,428	9,507,820	140,604,192
200万円超え 700万円以下	200,979,457	6,912,325	24,578	11,135,563	9,135,970	228,187,893
700万円超え	51,196,131	4,642,535	25,927	9,851,995	11,100,224	76,816,812

(8) 事業専従者に関する調べ

(単位：人・千円)

区分 年度	青色申告					事業専従者を有する白色申告者			
	青色申告 納税 義務者数	事業専従者を有する者			納税 義務者数	白色事業 専従者数		専従者 給与額	
		青色事業 専従者数	専従者 給与額	納税 義務者数		白色事業 専従者数	専従者		
									配偶者
平成28年度	7,163	1,087	309	2,884,088	1,260	91	79	60	97,940
平成29年度	7,448	1,080	300	2,789,724	1,264	88	78	19	76,580
平成30年度	7,474	1,038	284	2,693,774	1,209	86	77	21	72,729
令和元年度	7,568	998	285	2,689,655	1,171	77	66	22	64,637
令和2年度	7,345	983	259	2,560,483	1,145	76	66	11	57,631
令和3年度	7,750	987	265	2,513,326	1,149	73	61	15	53,132
令和4年度	7,855	1,001	290	2,542,586	1,179	69	58	13	50,493
令和5年度	7,962	931	269	2,458,658	1,103	55	48	11	41,783
令和6年度	7,779	877	276	2,324,952	1,051	55	46	12	41,749
令和7年度	8,330	870	259	2,321,735	1,036	66	52	20	52,053

16 法人市民税

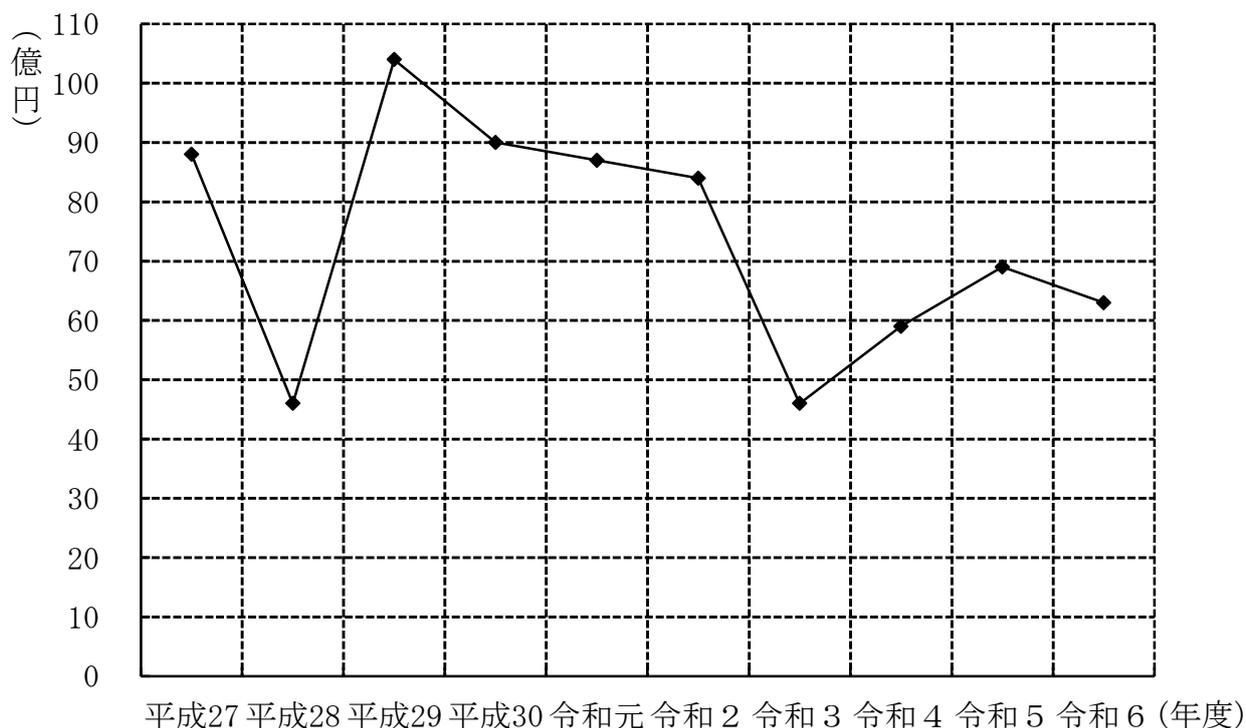
(1) 税率別調定額前年度対比表

区分・税率		年度	令和6年度	令和5年度	対前年度比	構成比
申告区分	確定・予定	%	千円	千円	%	%
		14.7	0	0		
		※1 12.1	0	0	83.4	64.0
		※2 8.4	4,053,045	4,860,236		
		13.5	0	0		
		※1 10.9	0	0	116.9	4.8
		※2 7.2	309,917	265,102		
		12.3	0	0		
	※1 9.7	12	926	108.9	14.2	
	※2 6.0	902,174	827,187			
	修正・更正	14.7	0	0		
		※1 12.1	12,785	1,020	480.1	0.5
		※2 8.4	17,230	5,232		
		13.5	0	0		
		※1 10.9	127	112	123.5	0.1
		※2 7.2	1,545	1,242		
12.3		0	0			
※1 9.7		681	6,399	98.0	0.2	
※2 6.0	11,989	6,534				
小計			5,309,505	5,973,990	88.9	83.8
均等割			1,024,985	1,018,589	100.6	16.2
合計			6,334,490	6,992,579	90.6	100.0
納税義務者数	地方税法第三百十二条第一項	第1号法人	社 5,481	社 5,346	% 102.5	% 69.3
		第2号法人	72	66	109.1	0.9
		第3号法人	1,112	1,100	101.1	14.1
		第4号法人	140	136	102.9	1.8
		第5号法人	428	433	98.8	5.4
		第6号法人	77	74	104.1	1.0
		第7号法人	494	499	99.0	6.2
		第8号法人	32	35	91.4	0.4
		第9号法人・ 人格のない社団等	74	77	96.1	0.9
	合計			7,910	7,766	101.9

※1 平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率

※2 令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率

(2) 調定額の推移



(3) 月別調定額前年度対比表

(単位: 円・件・%)

年度 月	令和6年度		令和5年度		調定額 対前年度比
	調定額	申告件数	調定額	申告件数	
4月	115,498,200	699	93,186,400	738	123.9
5月	275,238,800	1,519	254,263,000	1,544	108.2
6月	863,678,200	1,434	759,989,800	1,499	113.6
7月	1,810,880,600	1,073	2,521,650,900	1,044	71.8
8月	180,708,800	908	177,519,200	904	101.8
9月	128,102,100	721	156,662,500	814	81.8
10月	114,255,600	749	99,001,200	773	115.4
11月	2,111,034,800	1,579	2,275,559,400	1,482	92.8
12月	374,115,500	972	327,676,200	1,130	114.2
1月	61,411,400	508	64,884,800	523	94.6
2月	110,930,300	810	94,005,000	798	118.0
3月	188,635,700	675	168,180,200	816	112.2
合計	6,334,490,000	11,647	6,992,578,600	12,065	90.6

1.7 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税・都市計画税に関する調べ（当初）

（単位：千円）

区分	年 度	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
土 地 ・ 家 屋	令和3年度	1,198,410,527	1,214,081,935
	令和4年度	1,230,889,422	1,239,528,596
	令和5年度	1,255,227,052	1,260,159,428
	令和6年度	1,281,690,464	1,286,549,341
	令和7年度	1,323,725,465	1,326,320,819
償 却 資 産	令和3年度	245,977,488	—
	令和4年度	247,796,117	—
	令和5年度	250,416,510	—
	令和6年度	257,552,224	—
	令和7年度	270,476,602	—
合 計	令和3年度	1,444,388,015	1,214,081,935
	令和4年度	1,478,685,539	1,239,528,596
	令和5年度	1,505,643,562	1,260,159,428
	令和6年度	1,539,242,688	1,286,549,341
	令和7年度	1,594,202,067	1,326,320,819

(2) 土地に関する概要調書

区分 地目	地積				決定価格				筆数				単位当たり価格		
	非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ)	総額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆数 (筆) (リ)	評価 筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (筆) (ロ)	平均価格 (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)	
田	一般田	102,814	4,256,175	301,224	3,954,951	426,111	29,987	396,124	396,124	165	6,704	508	6,196	100	113
	勸告遊休田														
	介在田等	13	30,162		30,162	1,288,852		1,288,852	407,761	1	58		58	42,731	81,560
畑	一般畑	98,152	6,895,774	763,468	6,132,306	434,371	47,679	386,692	386,692	265	13,263	1,663	11,600	63	81
	勸告遊休畑														
	介在畑等	115,059	566,711	48	566,663	26,821,166	1,359	26,819,807	8,843,222	155	1,868	3	1,865	47,328	170,600
宅地	小規模住宅用地		11,091,804	3,998	11,087,806	718,241,961	154,945	718,087,016	119,593,303		73,372	346	73,026	64,754	611,342
	一般住宅用地		3,260,317	958	3,259,359	148,042,852	25,527	148,017,325	49,310,853		25,693	142	25,551	45,408	389,634
	商業地等 (非住宅用地)		7,855,828	18	7,855,810	524,103,314	1,187	524,102,127	312,393,575		10,761	10	10,751	66,715	921,302
	計	2,521,121	22,207,949	4,974	22,202,975	1,390,388,127	181,659	1,390,206,468	481,297,731	2,828	109,826	498	109,328	62,608	921,302
塩田															
鉱泉地		20		20	458		458	458		6		6	22,900	32,542	
池沼	10,081									3					
山林	一般山林	2,788,720	14,222,871	1,346,650	12,876,221	414,401	42,774	371,627	371,627	1,308	9,626	1,679	7,947	29	44
	介在山林	593	14,865		14,865	146,200		146,200	100,184	3	47		47	9,835	35,152
牧場		25,658		25,658	11,931		11,931	11,931		32		32	465	465	
原野	651	239,923	10,589	229,334	3,943	242	3,701	3,701	7	135	16	119	16	25	
雑種地	ゴルフ場の用地	17,101	3,698,858		3,698,858	10,697,164		10,697,164	7,363,410	79	2,730		2,730	2,892	20,800
	遊園地等の用地	687,380								617					
	鉄軌道用地 (単体利用)		35,760		35,760	949,870		949,870	575,446		62		62	26,562	71,666
	鉄軌道用地 (複合利用)		24,601		24,601	5,264,763		5,264,763	3,184,116		24		24	214,006	447,654
	その他の雑種地	1,174,244	5,432,870	97,468	5,335,402	184,161,481	106,062	184,055,419	115,508,709	2,860	16,209	1,360	14,849	33,898	430,800
	計	1,878,725	9,192,089	97,468	9,094,621	201,073,278	106,062	200,967,216	126,631,681	3,556	19,025	1,360	17,665	21,875	447,654
その他	18,010,631									81,292					
合計	25,526,560	57,652,197	2,524,421	55,127,776	1,621,008,838	409,762	1,620,599,076	618,451,112	89,583	160,590	5,727	154,863	28,117		

(3) 宅地に関する調べ

地区別	区分	地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円) (ハ)	筆数 (筆)	単位当たり価格	
						平均価格 $\frac{(ロ)}{(イ)}$ (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅰ	0	0	0	0	0	0
	高度商業区Ⅱ	92,445	37,923,106	20,491,817	307	410,223	921,302
	普通商業区	615,365	75,217,269	37,286,247	1,486	122,232	389,634
	計	707,810	113,140,375	57,778,064	1,793		
住宅地区	併用住宅区	1,616,227	132,558,478	53,594,211	6,697	82,017	216,664
	高級住宅区	0	0	0	0	0	0
	普通住宅区	11,678,952	758,326,628	173,280,097	78,604	64,931	195,640
	計	13,295,179	890,885,106	226,874,308	85,301		
工業地区	大工場区	2,661,077	177,525,783	94,622,307	687	66,712	102,000
	中小工場区	2,035,571	129,298,822	74,417,085	3,010	63,520	122,208
	家内工業区	0	0	0	0	0	0
	計	4,696,648	306,824,605	169,039,392	3,697		
村落地区	集団地区	1,676,568	40,505,794	12,259,763	9,438	24,160	38,000
	村落地区	1,764,753	38,511,520	15,142,763	8,882	21,823	41,000
	計	3,441,321	79,017,314	27,402,526	18,320		
	観光地区	0	0	0	0	0	0
	農業用施設の用に供する宅地	62,017	339,068	203,441	215	5,467	5,512
	生産緑地地区内の宅地	0	0	0	0	0	0
	合計	22,202,975	1,390,206,468	481,297,731	109,326		

(4) 家屋に関する概要調書

区分		所有者数 (人)	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	1㎡当たり価格 (円)
木 造	総数		53,645	5,764,694	176,626,359	30,639
	法定免税点 未満のもの		1,239	37,280	76,666	2,056
	法定免税点 以上のもの		52,406	5,727,414	176,549,693	30,825
木 造 以 外	総数		17,642	9,990,439	531,192,089	53,170
	法定免税点 未満のもの		218	4,063	20,830	5,127
	法定免税点 以上のもの		17,424	9,986,376	531,171,259	53,190
合 計	総数	68,815	71,287	15,755,133	707,818,448	44,926
	法定免税点 未満のもの	1,220	1,457	41,343	97,496	2,358
	法定免税点 以上のもの	67,595	69,830	15,713,790	707,720,952	45,038

〈参考〉

実際免税点の額	200,000 円
---------	-----------

(5) 償却資産に関する概要調書

納税義務者数に関する調べ

納税義務者数	個人	2,166
	法人	5,807
	計	7,973

総括表

種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3、法附則第15条の規定の適用を受けるもの (千円)(イ)	(イ)以外のもの (千円)(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	73,471,856	73,378,914	40,169	73,338,745
	機 械 及 び 装 置	98,825,734	97,999,773	415,083	97,584,690
	船 舶	2,678	2,678		2,678
	航 空 機	0	0	0	0
	車 輛 及 び 運 搬 具	1,914,352	1,914,352	0	1,914,352
	工 具、器 具 及 び 備 品	69,828,138	69,433,518	244,872	69,188,646
	小 計 (ハ)	244,042,758	242,729,235	700,124	242,029,111
法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	25,473,662	25,005,722		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	4,137,850	2,741,645		
	小 計 (ニ)	29,611,512	27,747,367		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)					
合 計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	273,654,270	270,476,602			
内訳	市 町 村 分 の 額		270,476,602		
	道 府 県 分 の 額				

市町村長が価格等を決定したものうち、法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受けるものに関する調べ

区 分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
法第349条の3	第2項	396
	第9項	7,217
	第19項	466,577
	第20項	254,500
	旧第18項	1,149
法附則第15条	第2項	81,626
	第30項	4,119
	第35項	121
	第43項	942,082
	旧第3項	11,005
	旧第7項	500
旧法附則第64条	67,108	22,369
合 計	177,247	0
	2,013,647	700,124

(6) 土地の年度別構成比

(単位：%)

区分 年度	田	畑	宅地	山林	その他	評価総地積 (千㎡)
	平成28年度	8.7	14.2	37.2	24.7	15.2
平成29年度	8.6	14.1	37.4	24.7	15.2	57,754
平成30年度	8.6	14.0	37.4	24.7	15.3	57,795
令和元年度	8.4	13.9	37.7	24.7	15.3	57,635
令和2年度	8.4	13.7	37.8	24.8	15.3	57,635
令和3年度	8.2	13.7	37.9	24.7	15.5	57,578
令和4年度	8.0	13.4	38.2	24.6	15.8	57,526
令和5年度	8.0	13.3	38.2	24.6	15.9	57,524
令和6年度	7.6	13.1	38.3	24.6	16.4	57,630
令和7年度	7.4	12.9	38.5	24.6	16.6	57,652

(7) 家屋の棟数及び床面積調べ

(各年度1月現在)

区分 年度	総棟数 (棟)			総床面積 (㎡)		
	計	木造	木造以外	計	木造	木造以外
平成28年度	69,527	52,210	※ 17,317	14,773,963	5,459,993	9,313,970
平成29年度	69,929	52,500	※ 17,429	14,814,442	5,510,181	9,304,261
平成30年度	70,206	52,725	※ 17,481	14,926,322	5,553,557	9,372,765
令和元年度	70,317	52,828	※ 17,489	15,087,521	5,583,040	9,504,481
令和2年度	70,558	52,995	※ 17,563	15,202,150	5,619,464	9,582,686
令和3年度	70,765	53,153	※ 17,612	15,291,653	5,654,195	9,637,458
令和4年度	70,887	53,265	※ 17,622	15,369,603	5,679,851	9,689,752
令和5年度	70,952	53,336	※ 17,616	15,428,636	5,702,808	9,725,828
令和6年度	71,156	53,560	※ 17,596	15,514,324	5,742,164	9,772,160
令和7年度	71,287	53,645	※ 17,642	15,755,133	5,764,694	9,990,439

※ 区分所有されている共同住宅などについては、居室数でなく、1つの建物を1棟とした。

18 軽自動車税

(1) 軽自動車税（種別割）に関する調べ（当初）

令和7年4月1日現在（単位：台・円）

区分 車種		賦課期日現在台数			非課税 台数	減免 台数	差引課税 台数	税率	調定額	
		一般	官公署	計						
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	9,797	14	9,811	14	0	9,797	2,000	19,594,000	
	50cc超 125cc以下 最高出力4.0kw以下	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
	特定原付	72	0	72	0	0	72	2,000	144,000	
	50cc超 90cc以下	909	2	911	2	0	909	2,000	1,818,000	
	90cc超 125cc以下	5,401	44	5,445	44	3	5,398	2,400	12,955,200	
	ミニカー	332	0	332	0	0	332	3,700	1,228,400	
	小計	16,511	60	16,571	60	3	16,508		35,739,600	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪車 (側車付の ものを含む)	4,400	11	4,411	11	4	4,396	3,600	15,825,600	
	三輪車	7	0	7	0	0	7	※	32,200	
	四輪 乗用 車	営業用	38	0	38	0	0		38	274,100
		自家用	35,976	16	35,992	16	529		35,447	378,809,400
		米軍	1	0	1	0	0		1	3,000
	貨物 用車	営業用	1,318	0	1,318	0	2		1,316	4,971,500
		自家用	10,159	42	10,201	42	70		10,089	52,572,900
	農耕用	1,443	3	1,446	3	0	1,443	2,400	3,463,200	
	特殊作業用	389	2	391	2	0	389	5,900	2,295,100	
	小計	53,731	74	53,805	74	605	53,126		458,247,000	
二輪の小型自動車		4,364	17	4,381	17	1	4,363	6,000	26,178,000	
合計		74,606	151	74,757	151	609	73,997		520,164,600	

※P.37 (2) 軽自動車税に関する調べ（当初、三輪・四輪内訳）参照

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(2) 軽自動車税(種別割)に関する調べ(当初、三輪・四輪内訳)

令和7年4月1日現在(単位:台・円)

車種	区分	賦課期日現在台数			非課税台数	減免台数	差引課税台数	税率	調定額		
		一般	官公署	計							
三輪	標準税率(新税率)	0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0		
	重課税率	7	0	7	0	0	7	4,600	32,200		
	軽課税率(75%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,000	0		
	軽課税率(50%軽減)	0	0	0	0	0	0	2,000	0		
	軽課税率(25%軽減)	0	0	0	0	0	0	3,000	0		
	小計	7	0	7	0	0	7		32,200		
四輪	営業用	標準税率(新税率)	12	0	12	0	0	12	6,900	82,800	
		旧税率	7	0	7	0	0	7	5,500	38,500	
		重課税率	18	0	18	0	0	18	8,200	147,600	
		軽課税率(75%軽減)	0	0	0	0	0	0	1,800	0	
		軽課税率(50%軽減)	0	0	0	0	0	0	3,500	0	
		軽課税率(25%軽減)	1	0	1	0	0	1	5,200	5,200	
	乗用	標準税率(新税率)	20,965	11	20,976	11	304	20,661	10,800	223,138,800	
		旧税率	6,114	2	6,116	2	94	6,020	7,200	43,344,000	
		重課税率	8,823	2	8,825	2	131	8,692	12,900	112,126,800	
		軽課税率(75%軽減)	74	1	75	1	0	74	2,700	199,800	
		軽課税率(50%軽減)									
		軽課税率(25%軽減)									
	米軍	特例	1	0	1	0	0	1	3,000	3,000	
	貨物	営業用	標準税率(新税率)	820	0	820	0	0	820	3,800	3,116,000
			旧税率	238	0	238	0	1	237	3,000	711,000
			重課税率	254	0	254	0	1	253	4,500	1,138,500
			軽課税率(75%軽減)	6	0	6	0	0	6	1,000	6,000
			軽課税率(50%軽減)								
			軽課税率(25%軽減)								
		自家用	標準税率(新税率)	5,484	25	5,509	25	29	5,455	5,000	27,275,000
			旧税率	1,208	1	1,209	1	9	1,199	4,000	4,796,000
重課税率			3,444	16	3,460	16	32	3,412	6,000	20,472,000	
軽課税率(75%軽減)			23	0	23	0	0	23	1,300	29,900	
軽課税率(50%軽減)											
軽課税率(25%軽減)											
小計		47,492	58	47,550	58	601	46,891		436,630,900		
合計		47,499	58	47,557	58	601	46,898		436,663,100		

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(3) 軽自動車税(種別割)車種別台数及び調定額の推移(当初)

(単位:台・円・%)

車種	年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		構成比		
		台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比			
原動機付自転車	50cc以下	10,300	96.8	10,103	98.1	9,797	97.0	13.3		
		20,600,000	96.8	20,206,000	98.1	19,594,000	97.0	3.8		
	50cc超 125cc以下 最高出力4.0kw以下	0	—	0	—	0	—	0.0		
		0	—	0	—	0	—	0.0		
	特定原付	0	0.0	29	皆増	72	248.3	0.1		
		0	0.0	58,000	皆増	144,000	248.3	0.0		
	50cc超 90cc以下	891	102.2	899	100.9	909	101.1	1.3		
		1,782,000	102.2	1,798,000	100.9	1,818,000	101.1	0.4		
	90cc超 125cc以下	5,089	103.4	5,259	103.3	5,398	102.6	7.3		
		12,213,600	103.4	12,621,600	103.3	12,955,200	102.6	2.5		
ミニカー	295	109.3	324	109.8	332	102.5	0.4			
	1,091,500	109.3	1,198,800	109.8	1,228,400	102.5	0.2			
小計	16,575	99.2	16,614	100.2	16,508	99.4	22.3			
	35,687,100	99.6	35,882,400	100.5	35,739,600	99.6	6.9			
軽自動車	二輪車 (側車付きのものを含む)	4,232	101.6	4,351	102.8	4,396	101.0	5.9		
		15,235,200	101.6	15,663,600	102.8	15,825,600	101.0	3.0		
及び	三輪車	8	88.9	7	87.5	7	100.0	0.0		
		36,800	88.9	32,200	87.5	32,200	100.0	0.0		
小型	四輪	乗用	営業用	8	皆増	24	300.0	38	158.3	0.1
			自家用	50,800	皆増	174,200	342.9	274,100	157.3	0.1
特殊	車	貨物用	自家用	34,339	101.6	35,055	102.1	35,447	101.1	47.9
			米軍	353,643,000	103.6	367,045,800	103.8	378,809,400	103.2	72.8
自動車	小計	米軍	0	—	1	皆増	1	100.0	0.0	
		0	—	3,000	皆増	3,000	100.0	0.0		
特殊	農耕用	営業用	1,246	113.3	1,218	97.8	1,316	108.0	1.8	
		自家用	4,629,400	114.7	4,598,400	99.3	4,971,500	108.1	1.0	
自動車	特殊作業用	自家用	9,985	100.4	9,942	99.6	10,089	101.5	13.6	
		51,300,300	101.4	51,509,900	100.4	52,572,900	102.1	10.1		
小計	1,465	99.7	1,469	100.3	1,443	98.2	2.0			
	3,516,000	99.7	3,525,600	100.3	3,463,200	98.2	0.7			
小計	380	101.9	383	100.8	389	101.6	0.5			
	2,242,000	101.9	2,259,700	100.8	2,295,100	101.6	0.4			
二輪の 小型自動車	51,663	101.6	52,450	101.5	53,126	101.3	71.8			
	430,653,500	103.4	444,812,400	103.3	458,247,000	103.0	88.1			
合計	4,172	104.2	4,290	102.8	4,363	101.7	5.9			
	25,032,000	104.2	25,740,000	102.8	26,178,000	101.7	5.0			
合計	72,410	101.2	73,354	101.3	73,997	100.9	100.0			
	491,372,600	103.1	506,434,800	103.1	520,164,600	102.7	100.0			

(注) 表中「米軍」は「厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例」に基づき課税したもの

(4) 軽自動車税環境性能割月別調定額 (10月末まで)

(単位：円)

年度 月	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	3,476,400	4,116,900	3,591,500
5月	2,992,100	4,372,800	4,858,900
6月	2,986,600	3,071,200	4,432,700
7月	1,993,900	3,334,400	3,929,000
8月	2,733,800	4,168,600	4,922,000
9月	2,050,700	3,951,000	4,674,900
10月	2,619,500	3,764,200	3,538,000
11月	3,061,300	5,425,200	
12月	3,060,800	4,510,700	
1月	3,060,000	4,482,900	
2月	2,754,400	3,171,900	
3月	3,321,900	3,509,300	
合計	34,111,400	47,879,100	29,947,000

19 市たばこ税に関する調べ

上欄…調定額（円）、下欄…前月売上本数（本）

年度 申告月	令和4年度	対前年度比 (%)	令和5年度	対前年度比 (%)	令和6年度	対前年度比 (%)
4月	164,866,557	103.1	184,021,607	111.6	166,942,922	90.7
	25,162,784	96.4	28,086,326	111.6	25,479,689	90.7
5月	168,089,483	109.1	159,706,604	95.0	168,928,728	105.8
	25,654,683	101.9	24,375,245	95.0	25,782,773	105.8
6月	159,588,183	107.5	178,557,219	111.9	181,428,339	101.6
	24,357,171	100.5	27,252,323	111.9	27,690,528	101.6
7月	170,556,375	108.5	173,409,529	101.7	158,770,777	91.6
	26,031,193	101.4	26,466,656	101.7	24,232,414	91.6
8月	168,924,673	109.3	170,890,666	101.2	183,376,268	107.3
	25,782,154	102.2	26,082,214	101.2	27,987,831	107.3
9月	175,185,180	115.8	174,335,130	99.5	174,633,765	100.2
	26,737,665	108.2	26,607,926	99.5	26,653,505	100.2
10月	173,239,877	86.1	170,944,392	98.7	166,040,096	97.1
	26,440,763	80.5	26,090,414	98.7	25,341,895	97.1
11月	166,343,402	131.6	166,705,936	100.2	171,803,365	103.1
	25,388,187	131.6	25,443,519	100.2	26,221,515	103.1
12月	168,999,182	110.0	165,020,205	97.6	168,745,114	102.3
	25,793,526	110.0	25,186,234	97.6	25,754,749	102.3
1月	172,787,136	96.9	172,551,094	99.9	169,190,480	98.1
	26,371,663	96.9	26,335,637	99.9	25,822,723	98.1
2月	154,319,309	104.9	165,360,614	107.2	166,795,863	100.9
	23,553,008	104.9	25,238,189	107.2	25,457,244	100.9
3月	153,435,791	105.4	151,229,234	98.6	150,205,524	99.3
	23,418,161	105.4	23,081,385	98.6	22,925,141	99.3
手持品 課税	0		0		0	
	0		0		0	
合計	1,996,335,148	106.0	2,032,732,230	101.8	2,026,861,241	99.7
	304,690,958	97.3	310,246,068	101.8	309,350,007	99.7

年度	区分 売り渡し本数 (本)	税 率	税 額 (円)
令和元年度	323,872,467		1,834,125,827
令和2年度	314,278,804	[令和元年10月からの売渡分] ・製造たばこ千本につき5,692円	1,759,944,727
令和3年度	313,217,681	[令和2年10月1日からの売上分] ・製造たばこ千本につき6,122円	1,883,658,324
令和4年度	304,690,958	[令和3年10月1日からの売上分] ・製造たばこ千本につき6,552円	1,996,335,148
令和5年度	310,246,068		2,032,732,230
令和6年度	309,350,007		2,026,861,241

20 入湯税に関する調べ

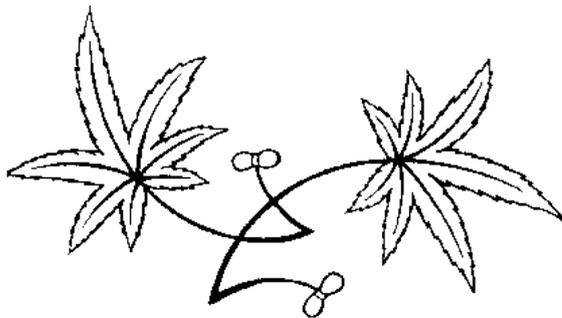
区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
税率	1人1日につき150円	1人1日につき150円	1人1日につき150円
課税対象入湯客数	16,773人	18,495人	17,072人
課税対象入湯客数 (1箇月平均)	1,398人	1,541人	1,423人
特別徴収義務者数	飯山地区 1人	飯山地区 1人	飯山地区 1人
	七沢地区 7人	七沢地区 7人	七沢地区 6人
	睦合地区 1人	睦合地区 1人	睦合地区 1人
	計 9人	計 9人	計 8人

○月別調定額の推移

(単位：円・%)

年度 \ 調定月	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比	調定額	対前年度比
4月	193,950	103.8	252,450	130.2	286,500	113.5
5月	190,650	129.3	186,150	97.6	188,250	101.1
6月	218,700	131.6	232,500	106.3	207,450	89.2
7月	165,000	163.9	168,450	102.1	169,200	100.4
8月	167,550	109.8	181,950	108.6	152,250	83.7
9月	199,950	97.8	222,300	111.2	219,150	98.6
10月	185,700	141.6	188,850	101.7	159,750	84.6
11月	224,100	124.5	242,700	108.3	197,400	81.3
12月	260,850	82.8	280,200	107.4	253,350	90.4
1月	271,800	77.4	298,500	109.8	282,150	94.5
2月	231,450	76.5	258,150	111.5	226,500	87.7
3月	206,250	106.4	262,050	127.1	218,850	83.5
合計	2,515,950	103.5	2,774,250	110.3	2,560,800	92.3

第3章 納税



市の木 もみじ

(昭和44年2月1日制定)

もみじ（カエデ科）

日本全土に生育する落葉の広葉高木で、葉の形は人の手に似ており、土質としては中位の湿気を好み、本市の土壌にも適しています。

また、種類が豊富で移植も容易なことから用途も広く、種類によっては主木として家庭向又は街路樹として、あるいは山に植栽し景観を引き立てるのにも適しています。

2 1 市税収入実績調べ

令和6年度

(単位：円)

	税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
							対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市 民 税	20,416,000,000	21,114,110,353	20,949,581,430	606,513	163,922,410	102.61	99.22	98.97	
	内 訳	個 人	14,100,000,000	14,779,620,353	14,628,380,966	556,513	150,682,874	103.75	98.98	98.56
		法 人	6,316,000,000	6,334,490,000	6,321,200,464	50,000	13,239,536	100.08	99.79	99.86
	固 定 資 産 税	20,825,220,000	21,426,975,100	21,360,123,952	453,052	66,398,096	102.57	99.69	99.68	
	内	土 地 ・ 家 屋	17,279,925,000	17,709,750,100	17,651,554,652	453,052	57,742,396	102.15	99.67	99.68
		償 却 資 産	3,458,295,000	3,630,215,700	3,621,560,000	0	8,655,700	104.72	99.76	99.71
	内 訳	国 有 資 産 交 付 金	87,000,000	87,009,300	87,009,300	0	0	100.01	100.00	100.00
	軽 自 動 車 税	550,932,000	552,275,000	544,859,976	46,900	7,368,124	98.90	98.66	98.68	
	内 訳	環 境 性 能 割	50,035,000	47,879,100	47,879,100	0	0	95.69	100.00	100.00
		種 別 割	500,897,000	504,395,900	496,980,876	46,900	7,368,124	99.22	98.53	98.59
	分	市 た ば こ 税	1,996,336,000	2,026,861,241	2,026,861,241	0	0	101.53	100.00	100.00
		都 市 計 画 税	2,519,798,000	2,573,091,400	2,564,636,045	65,848	8,389,507	101.78	99.67	99.68
		入 湯 税	2,745,000	2,560,800	2,560,800	0	0	93.29	100.00	100.00
		計	46,311,031,000	47,695,873,894	47,448,623,444	1,172,313	246,078,137	102.46	99.48	99.35
滞 納 繰 越 分	市 民 税	177,129,000	432,627,417	179,540,421	27,712,046	225,374,950	101.36	41.50	44.39	
	内 訳	個 人	171,332,000	410,637,490	172,461,544	26,348,938	211,827,008	100.66	42.00	46.10
		法 人	5,797,000	21,989,927	7,078,877	1,363,108	13,547,942	122.11	32.19	20.13
	固 定 資 産 税	33,667,000	124,908,336	63,592,430	2,496,200	58,819,706	188.89	50.91	33.97	
	内 訳	土 地 ・ 家 屋	28,761,000	112,365,071	56,081,939	2,213,585	54,069,547	194.99	49.91	33.73
		償 却 資 産	4,906,000	12,543,265	7,510,491	282,615	4,750,159	153.09	59.88	40.93
		軽自動車税(種別割)	3,381,000	14,649,360	4,640,870	852,349	9,156,141	137.26	31.68	36.12
	市 た ば こ 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
	都 市 計 画 税	3,648,000	16,399,041	8,184,839	323,184	7,891,018	224.37	49.91	33.73	
	入 湯 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
計	217,827,000	588,584,154	255,958,560	31,383,779	301,241,815	117.51	43.49	40.89		
市 税 総 計	46,528,858,000	48,284,458,048	47,704,582,004	32,556,092	547,319,952	102.53	98.80	98.73		
前 年 度 同 期	47,839,657,000	48,853,499,868	48,232,615,911	71,953,857	548,930,100	100.82	98.73	98.95		

2 1 市税収入実績調べ

令和5年度

(単位：円)

	税目	予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度対調定 (%)	
							対予算 (%)	対調定 (%)		
現 年 度	市 民 税	22,063,000,000	22,538,301,224	22,305,182,302	676,504	232,442,418	101.10	98.97	99.04	
	内 訳	個 人	15,020,000,000	15,545,722,624	15,322,272,191	626,504	222,823,929	102.01	98.56	98.74
		法 人	7,043,000,000	6,992,578,600	6,982,910,111	50,000	9,618,489	99.15	99.86	99.81
	固 定 資 産 税	20,684,024,000	20,741,697,700	20,676,358,092	1,213,961	64,125,647	99.96	99.68	99.77	
	内 訳	土 地 ・ 家 屋	17,158,243,000	17,171,866,800	17,116,498,992	1,213,961	54,153,847	99.76	99.68	99.74
		償 却 資 産	3,431,781,000	3,482,379,100	3,472,407,300	0	9,971,800	101.18	99.71	99.94
	国 有 資 産 交 付 金	94,000,000	87,451,800	87,451,800	0	0	93.03	100.00	100.00	
	軽 自 動 車 税	535,894,000	523,073,800	516,166,969	38,700	6,868,131	96.32	98.68	98.81	
	内 訳	環 境 性 能 割	47,288,000	34,111,400	34,111,400	0	0	72.14	100.00	100.00
		種 別 割	488,606,000	488,962,400	482,055,569	38,700	6,868,131	98.66	98.59	98.69
	分	市 た ば こ 税	1,873,176,000	2,032,732,230	2,032,732,230	0	0	108.52	100.00	100.00
		都 市 計 画 税	2,491,211,000	2,494,714,000	2,486,670,212	176,442	7,867,346	99.82	99.68	99.74
		入 湯 税	2,532,000	2,774,250	2,774,250	0	0	109.57	100.00	100.00
		計	47,649,837,000	48,333,293,204	48,019,884,055	2,105,607	311,303,542	100.78	99.35	99.44
滞 納 繰 越 分	市 民 税	120,009,000	343,539,435	152,487,032	29,021,305	162,031,098	127.06	44.39	55.71	
	内 訳	個 人	114,870,000	320,882,970	147,925,692	23,220,818	149,736,460	128.78	46.10	57.53
		法 人	5,139,000	22,656,465	4,561,340	5,800,487	12,294,638	88.76	20.13	36.21
	固 定 資 産 税	58,017,000	143,050,413	48,587,677	35,033,174	59,429,562	83.75	33.97	34.00	
	内 訳	土 地 ・ 家 屋	55,778,000	138,338,132	46,659,159	34,348,376	57,330,597	83.65	33.73	33.95
		償 却 資 産	2,239,000	4,712,281	1,928,518	684,798	2,098,965	86.13	40.93	35.52
	軽自動車税(種別割)	4,257,000	13,338,688	4,817,671	760,840	7,760,177	113.17	36.12	33.78	
	市 た ば こ 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
	都 市 計 画 税	7,535,000	20,278,128	6,839,476	5,032,931	8,405,721	90.77	33.73	33.95	
	入 湯 税	1,000	0	0	0	0	0.00	0.00	0.00	
計	189,820,000	520,206,664	212,731,856	69,848,250	237,626,558	112.70	40.89	45.88		
市 税 総 計	47,839,657,000	48,853,499,868	48,232,615,911	71,953,857	548,930,100	100.82	98.73	98.95		
前 年 度 同 期	45,426,036,000	47,229,376,713	46,733,501,296	38,317,547	457,557,870	102.88	98.95	99.11		

2.2 督促状発送状況調べ

(単位：件・%)

区分 税目		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市県民税	普通徴収	22,259	14.02	22,473	13.57	23,543	14.06	22,980	13.63
	特別徴収	5,841	2.64	6,418	2.83	7,201	3.14	7,284	3.14
法人市民税		457	4.45	534	5.05	573	5.37	590	5.45
固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)		30,766	7.94	31,040	7.93	30,993	7.91	30,870	7.90
固定資産税 (償却資産)									
軽自動車税 (種別割)		7,680	15.09	8,032	15.61	8,252	15.99	7,733	14.86
合計		67,003	8.08	68,497	8.10	70,562	8.29	69,457	8.13

(注) 割合 $\frac{\text{督促状発送件数}}{\text{納税通知書発送件数}} \times 100$

23 滞納処分執行状況調べ

(単位：件・円)

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分					
電話加入 権差押	件 数	0	0	0	0
	税 額	0	0	0	0
不動産 差 押	件 数	138	66	98	131
	税 額	58,078,117	330,102,806	42,893,611	78,896,687
動産差押	件 数	72	59	97	86
	税 額	56,540,678	165,757,563	1,207,687,442	39,098,017
債権差押	件 数	2,408	1,708	1,921	1,738
	税 額	632,652,048	828,270,384	621,476,030	403,663,970
参加差押 (電話加入権 不動産 動 産)	件 数	37	42	26	39
	税 額	16,077,112	280,146,373	337,739,460	33,830,623
交付要求 〔不動産〕	件 数	148	72	74	78
	税 額	30,152,326	17,661,884	160,178,348	277,734,626
合 計	件 数	2,803	1,947	2,216	2,072
	税 額	793,500,281	1,621,939,010	2,369,974,891	833,223,923

第 4 章 その他の資料

24 市税証明等発行件数

(単位：件)

種 類		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市県民税課税証明 (所得証明)	本庁		14,996	16,915	14,207	15,023
	連絡所		7,868	8,346	7,197	5,679
	合計		22,864	25,261	21,404	20,702
各種市税納税証明	本庁		4,150	4,882	4,911	5,341
	連絡所		752	770	961	902
	合計		4,902	5,652	5,872	6,243
*軽自動車税(種別割) 車検用納税証明	本庁		1,095	1,014	627	611
	連絡所		2,953	2,565	994	821
	合計		4,048	3,579	1,621	1,432
法人所在証明	本庁		136	132	137	119
固定資産	各種証明	本庁	7,584	7,595	7,856	7,646
		連絡所	1,107	863	927	844
		合計	8,691	8,458	8,783	8,490
	住宅用家屋証明	本庁	1,173	976	921	918
*手数料免除分 (生活扶助者、 特別学校就学支援、 公用請求)	合計		717	939	1,035	753
証明発行総合計			42,531	44,997	39,773	38,657

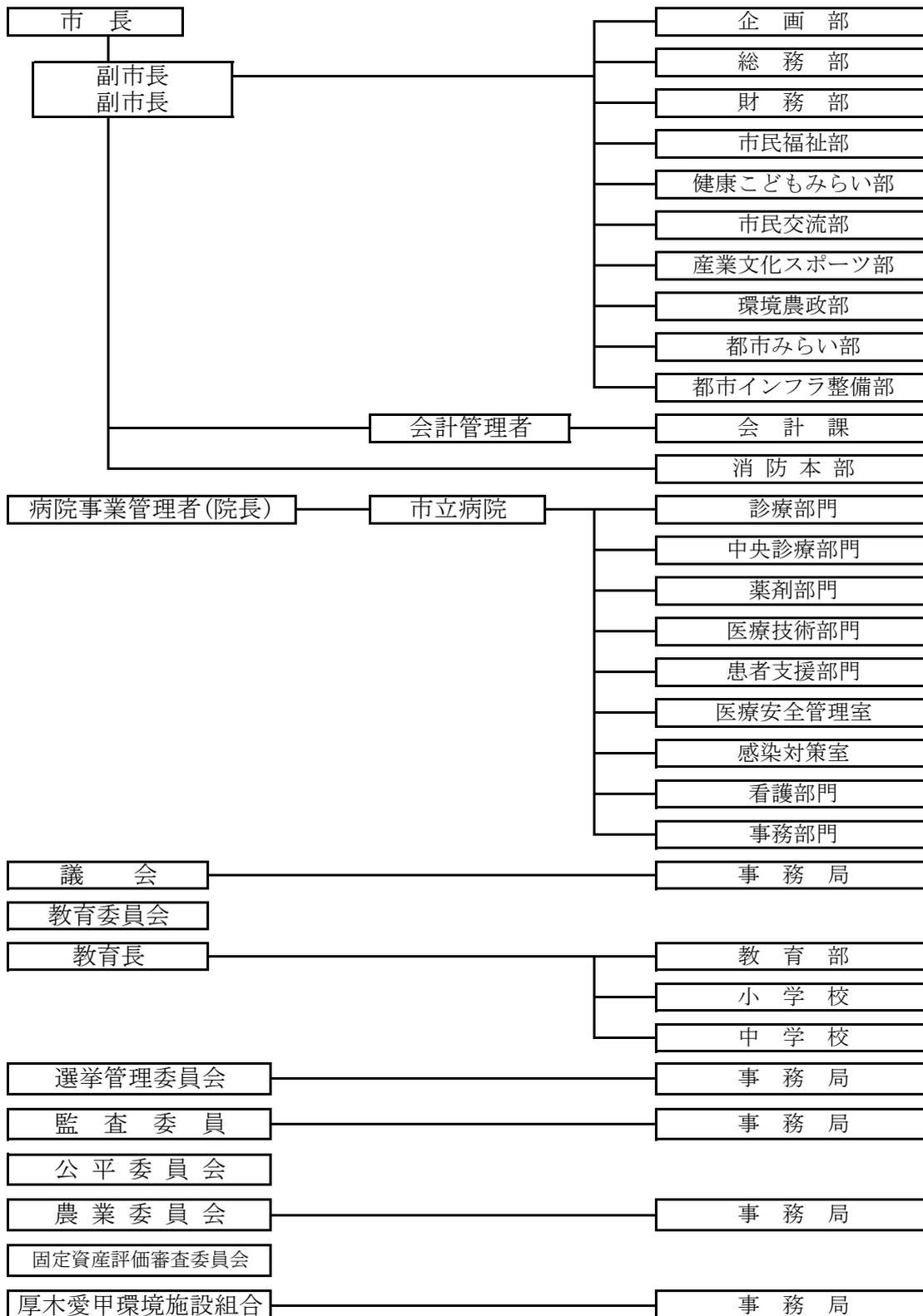
注 「連絡所」は各地区市民センター及び連絡所の発行件数。

注 *は「手数料免除分」で、本庁と連絡所の合計件数。

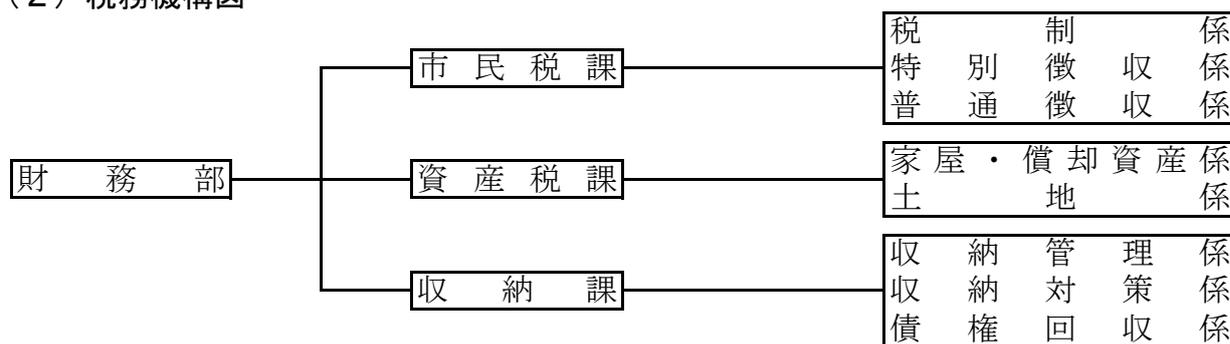
25 行政機構と税務事務分掌

令和7年4月1日現在

(1) 行政機構図



(2) 税務機構図



(3) 税務事務分掌

【市民税課】

税制係 特別徴収係 普通徴収係

- (1) 税制に関すること。
- (2) 市税歳入計画に関すること。
- (3) 市民税、県民税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課に関すること。
- (4) 市税に係る諸統計に関すること。
- (5) 営業の開廃業に関すること。
- (6) 市税(固定資産税及び都市計画税を除く。)の審査請求に関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 市税及び納税に係る証明に関すること。
- (9) 特別徴収義務者の指定に関すること。
- (10) 特別徴収に係る取扱金融機関の指定に関すること。
- (11) 給与支払報告書に関すること。
- (12) 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。

【資産税課】

家屋・償却資産係 土地係

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の評価及び価格の決定に関すること。
- (3) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に関すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- (5) 市税(固定資産税及び都市計画税に限る。)の審査請求に関すること。

【収納課】

収納管理係 収納対策係 債権回収係

- (1) 市税及び県民税の徴収に関すること。
- (2) 市税及び県民税の窓口収納及び収納管理に関すること。
- (3) 過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (4) 納税貯蓄組合等の指導育成に関すること。
- (5) 納税思想の普及及び啓発に関すること。
- (6) 市税及び県民税の滞納処分及び欠損処分に関すること。
- (7) 市税及び県民税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (8) 市税及び県民税の納税奨励に関すること。
- (9) 納税相談に関すること。
- (10) 市税以外の公金滞納分(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料に係るものに限る。)の徴収及び滞納処分(他課の所属に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 市営住宅の家賃及び使用料の滞納分(他課の所管に属するものを除く。)の徴収に関すること。

26 税務職員係別人員調べ

(令和7年10月1日現在)

部課名	課長	係名	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	係別計	計
財	市民税課	税制係	-	3 (1名兼係長)	-	-	3	1	7	25
		特別徴収係	1 (兼係長)	2	-	1	4	0	8	
		普通徴収係	-	2 (1名兼係長)	-	1	4	2	9	
務	資産税課	家屋・償却資産係	-	4 (1名兼係長)	3	2	3	1	13	22
		土地係	1 (兼係長)	1	1	-	5	-	8	
部	収納課	収納管理係	1 (兼係長)	-	1	-	3	1	6	31
		収納対策係	1 (兼係長)	1	4	3	6	-	15	
		債権回収係	-	2 (1名兼係長)	3	1	3	-	9	
計	3		4	15	12	8	31	5		78

27 電算事務実施状況

区分	入力帳票	出力帳票	処理内容	電算処理の変遷
共通				S62. 4 税務オンライン開始 H26. 1 税務オンライン新システム導入 R 8. 1 基幹系システムの標準化
市民	普通徴収 普通徴収課税資料 (異動分含む) 未申告者抽出用データ 申告書発送用データ等 年金支払報告書(磁気媒体)等	申告書、課税台帳、 納税通知書、税額変更通知書、 入力連絡票、未申告調査票・催告状、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託している。それ 以降の処理については、オンラインで端末 から更新し、帳票類を出力する。	S42. 3 電子計算機導入により当初、随時の処理開始 S45. 4 全面外部委託処理移行 S47.11 庁内処理移行作業開始 S56. 4 普通徴収OCR化 S60. 7 日本語住民情報オンライン稼働 H 8. 1 二次開発税務オンライン稼働 H14. 1 新当初課税システムの稼働 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入、給与特別徴収OCR化、 H21.10 年金特別徴収開始
	特別徴収 給与支払報告書 特別徴収切替届出書 給与所得者異動届出書 所在地・名称変更届出書	給与支払報告書(総括表)、 課税台帳、 税額決定・変更通知書(特別徴収 義務者用・納税義務者用)、 その他賦課事務関連帳票等	当初課税は全てバッチ処理で課税計算し、 それ以降の課税・変更については、オンラ インで端末から更新し、月1回バッチ処理 する。 帳票類(税額決定通知等)の印刷、封入封 かん等は外部委託している。	H22. 3 個人住民税の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入(普通徴収のみ) H31. 1 住民税試算システム導入 R 3. 2 「厚木市電子申請システム」による市民税・県民税電子申告開始 R 6. 5 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化開始
税人	法 各申告書 更正決定通知書 開設及び異動届	発送用申告書、納付書、 更正決定通知書、課税台帳、 基本台帳、月別調定明細書	発送用申告書の作成、申告内容の検査入 力、月1回調定作成、その他更正通知書、 各種統計資料の作成を行う。	S60.12 バッチ処理開始 H22. 3 法人市民税の電子申告(エルタックス)導入
固定資産税	登記済通知書 都市計画生産緑地地区の変更 基本台帳・住登外登録連絡票 固定資産税・都市計画税の 共有代表者変更届出書 固定資産土地処理票 公共施設整備認定申請書 家屋課税台帳 償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用、減少資産用)	評価調書(課税台帳)、 固定資産価格決定(修正)通知書、 オンライン課税マスタ更新リスト、 税額変更連絡票、名寄帳、縦覧帳簿、 納税通知書、宛名変更連絡票ほか	当初課税は全てバッチ処理で課税計算、帳 票類の打出し等は外部委託を行い、それ以 降の処理については、オンラインで端末か ら更新し、帳票類も出力する。	S48.11 固定資産税庁内処理移行開始 S49.10 固定資産税移行作業完了 S55. 4 OCRシステム稼働 S59. 4 オンライン化に備え家屋マスタの変更 .11 木造家屋評価計算事務にパソコンを導入 S60. 4 オンラインシステム構築開始 固定資産納税通知書のMT交換を開始 償却資産過年度計算にパソコン処理を導入 S61. 7 非木造家屋(軽量鉄骨プレハブ家屋を含む)評価計算事務にPCを導入 . 8 オンライン稼働テスト H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H22. 3 償却資産の電子申告(エルタックス)導入 H23. 3 クレジットカード納付導入
軽自動車税	軽自動車税申告書 異動連絡票	全件リスト、納税通知書、 税額変更連絡票、調定表、 異動勧告通知書、標識交付証明書、 廃車証明書	当初バッチ処理で賦課計算後、随時賦課異 動処理及び翌年度に向けての新規登録処理 を端末との会話型処理で行う。	S48. 4 課税処理開始 S56. 4 消込処理開始 S60. 7 市民課オンライン開始に伴い個人コードを宛名として使用 S62. 3 軽自動車税オンライン業務開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ納付導入 H23. 3 クレジットカード納付導入 R 5. 1 軽自動車ワンストップサービス(軽OSS)稼働開始 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)稼働開始
収納消込等	OCR納付書 パンチ消込用納付書 収納速報データ 収納確報データ 特徴収納データ 年金特徴収納データ	日計表、過不足エラーリスト、 督促状、催告書	OCR・パンチ分は、納税済通知書により 収納消込、給与特徴データ分・年金特徴分 は、収納データにより収納消込を行う。ペ イジー・コンビニ・クレジットカード分 は、速報データにより仮消込、確報デー タにより本消込を行う。また、消込に伴い、 エラーリスト等を出し、過誤納処理を実 施。未納者については、督促状、催告書等 を発送し、滞納処理を行う。	S49. 4 市県民税に係る組合員の電算管理開始 S50. 4 固定資産税に係る組合員の電算管理開始 S55. 4 固定資産税OCR消込開始(固定資産税COM作成) S56. 4 市県民税OCR消込開始(市県民税COM作成) S59. 6 給与特別徴収パンチ消込開始(特別徴収COM作成) S62. 4 税務オンラインによる組合員の管理開始 H21. 4 ペイジー・コンビニ消込開始 H21. 6 給与特別徴収OCR消込開始 H21.10 年金特別徴収消込開始 H22. 5 給与特別徴収データ消込開始 H23. 3 クレジットカード消込開始
口座振替	口座振替依頼書 口座振替解約届書 口座収納データ	FD請求リスト FD結果リスト 振替不能通知書	口座振替のデータをオンラインで入力し、 振替日ごとに請求リストで内容を確認振 替。手続後、振替不能通知書を作成を行 う。	S44. 4 手落としによる口座振替開始 S60. 4 MT交換による口座振替開始

28 市税の税率等一覧表（令和7年度）

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率	徴収方法及び納期																																																																																																																				
市 民 税	個人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市内に住所を有しない者(均等割) <table border="1"> <tr> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>6 %</td> </tr> </table>	税率		均等割	3,000 円	所得割	6 %	普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 1月1日～1月31日 給与特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分徴収の翌月10日 年金特別徴収 年金支払月分徴収の翌月10日 (本徴収10月・12月・2月 仮徴収4月・6月・8月) (10日が土・日曜日、祝日等のときは翌日)まで																																																																																																														
	税率																																																																																																																							
均等割	3,000 円																																																																																																																							
所得割	6 %																																																																																																																							
法人	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割) <table border="1"> <tr> <th colspan="3">法人税割</th> </tr> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>5億円以上の法人</td> <td></td> <td>100分の8.4</td> </tr> <tr> <td>1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社</td> <td></td> <td>100分の7.2</td> </tr> <tr> <td>1億円未満の法人</td> <td></td> <td>100分の6.0</td> </tr> <tr> <th colspan="2">均等割</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">資本金等の額</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)</td> <td>市内事務所等の従業者数</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">均等割</td> <td>1,000万円以下の法人</td> <td>50人以下のもの 50人を超えるもの</td> <td>50,000 円 120,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下のもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> </table> <p>※法人税割の税率については、令和元年10月1日以後の事業年度から適用</p>	法人税割			資本金等の額		税率	5億円以上の法人		100分の8.4	1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社		100分の7.2	1億円未満の法人		100分の6.0	均等割		税率	資本金等の額		税率	公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	市内事務所等の従業者数	50,000 円	均等割	1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの	50,000 円 120,000 円	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000 円	50人を超えるもの	150,000 円	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000 円	50人を超えるもの	400,000 円	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000 円	10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000 円	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	申告納付 事業年度終了後2カ月以内																																																																						
法人税割																																																																																																																								
資本金等の額		税率																																																																																																																						
5億円以上の法人		100分の8.4																																																																																																																						
1億円以上5億円未満の法人・保険業法に規定する相互会社		100分の7.2																																																																																																																						
1億円未満の法人		100分の6.0																																																																																																																						
均等割		税率																																																																																																																						
資本金等の額		税率																																																																																																																						
公共法人及び公益法人等 (地方税法の規定により均等割非課税のもの以外) 人格のない社団等(収益事業を行うもの) 資本金の額及び出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社以外)	市内事務所等の従業者数	50,000 円																																																																																																																						
均等割	1,000万円以下の法人	50人以下のもの 50人を超えるもの	50,000 円 120,000 円																																																																																																																					
	1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	130,000 円																																																																																																																					
		50人を超えるもの	150,000 円																																																																																																																					
	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	160,000 円																																																																																																																					
		50人を超えるもの	400,000 円																																																																																																																					
	10億円を超える法人	50人以下のもの	410,000 円																																																																																																																					
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	1,750,000 円																																																																																																																						
	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																																																																																																					
固定資産税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 	課税標準の1.4/100 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満	普通徴収 1期 5月1日～5月31日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～1月4日 4期 2月1日～2月29日																																																																																																																				
軽自動車税 (種別割)	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> <th colspan="2">車種</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">原動機付自転車</td> <td rowspan="2">第一種</td> <td>特定小型原付(0.6kw以下)</td> <td rowspan="6">2,000 円</td> <td rowspan="6">営業用</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="6">6,900 円</td> <td rowspan="6">営業用</td> <td>通常(新税率)</td> <td rowspan="6">3,800 円</td> </tr> <tr> <td>一般原付(50cc以下)</td> <td>経過措置</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第二種</td> <td>50cc超～90cc以下</td> <td>2,000 円</td> <td>軽課75%</td> <td>1,800 円</td> <td>軽課75%</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>90cc超～125cc以下</td> <td>2,400 円</td> <td>軽課50%</td> <td>3,500 円</td> <td>軽課50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700 円</td> <td>軽課25%</td> <td>5,200 円</td> <td>軽課25%</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,400 円</td> <td>軽課25%</td> <td>1,000 円</td> <td>軽課25%</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400 円</td> <td rowspan="2">軽自動車四輪乗用</td> <td>通常(新税率)</td> <td>1,000 円</td> <td rowspan="2">軽自動車四輪貨物</td> <td>通常(新税率)</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>特殊作業用</td> <td>5,900 円</td> <td>経過措置</td> <td>7,200 円</td> <td>経過措置</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽二輪車(125cc超～250cc以下)</td> <td>通常(新税率)</td> <td>3,600 円</td> <td rowspan="2">軽自動車三輪</td> <td>経過措置</td> <td>12,900 円</td> <td rowspan="2">軽自動車三輪</td> <td>経過措置</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>6,000 円</td> <td>重課</td> <td>2,700 円</td> <td>重課</td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">二輪の小型自動車(250cc超)</td> <td>通常(新税率)</td> <td>3,900 円</td> <td rowspan="5">軽自動車三輪</td> <td>軽課75%</td> <td></td> <td rowspan="5">軽自動車三輪</td> <td>軽課75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>3,100 円</td> <td>軽課50%</td> <td></td> <td>軽課50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>4,600 円</td> <td>軽課25%</td> <td></td> <td>軽課25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽課75%</td> <td>1,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽課50%(*)</td> <td>2,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽課25%(*)</td> <td>3,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(※) 乗用営業用の車両のみ対象。</p>	車種		税率	車種		税率	車種		税率	原動機付自転車	第一種	特定小型原付(0.6kw以下)	2,000 円	営業用	通常(新税率)	6,900 円	営業用	通常(新税率)	3,800 円	一般原付(50cc以下)	経過措置	3,000 円	第二種	50cc超～90cc以下	2,000 円	軽課75%	1,800 円	軽課75%	1,000 円	90cc超～125cc以下	2,400 円	軽課50%	3,500 円	軽課50%		ミニカー	3,700 円	軽課25%	5,200 円	軽課25%	年額	ミニカー	2,400 円	軽課25%	1,000 円	軽課25%	年額	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円	軽自動車四輪乗用	通常(新税率)	1,000 円	軽自動車四輪貨物	通常(新税率)	5,000 円	特殊作業用	5,900 円	経過措置	7,200 円	経過措置	4,000 円	軽二輪車(125cc超～250cc以下)	通常(新税率)	3,600 円	軽自動車三輪	経過措置	12,900 円	軽自動車三輪	経過措置	6,000 円	経過措置	6,000 円	重課	2,700 円	重課	1,300 円	二輪の小型自動車(250cc超)	通常(新税率)	3,900 円	軽自動車三輪	軽課75%		軽自動車三輪	軽課75%		経過措置	3,100 円	軽課50%		軽課50%		重課	4,600 円	軽課25%		軽課25%		軽課75%	1,000 円					軽課50%(*)	2,000 円					軽課25%(*)	3,000 円						普通徴収 5月1日～5月31日
車種		税率	車種		税率	車種		税率																																																																																																																
原動機付自転車	第一種	特定小型原付(0.6kw以下)	2,000 円	営業用	通常(新税率)	6,900 円	営業用	通常(新税率)	3,800 円																																																																																																															
		一般原付(50cc以下)			経過措置			3,000 円																																																																																																																
	第二種	50cc超～90cc以下			2,000 円			軽課75%		1,800 円	軽課75%		1,000 円																																																																																																											
		90cc超～125cc以下			2,400 円			軽課50%		3,500 円	軽課50%																																																																																																													
		ミニカー			3,700 円			軽課25%		5,200 円	軽課25%	年額																																																																																																												
		ミニカー			2,400 円			軽課25%		1,000 円	軽課25%	年額																																																																																																												
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円	軽自動車四輪乗用	通常(新税率)	1,000 円	軽自動車四輪貨物	通常(新税率)	5,000 円																																																																																																																
特殊作業用	5,900 円	経過措置		7,200 円	経過措置		4,000 円																																																																																																																	
軽二輪車(125cc超～250cc以下)	通常(新税率)	3,600 円	軽自動車三輪	経過措置	12,900 円	軽自動車三輪	経過措置	6,000 円																																																																																																																
	経過措置	6,000 円		重課	2,700 円		重課	1,300 円																																																																																																																
二輪の小型自動車(250cc超)	通常(新税率)	3,900 円	軽自動車三輪	軽課75%		軽自動車三輪	軽課75%																																																																																																																	
	経過措置	3,100 円		軽課50%			軽課50%																																																																																																																	
	重課	4,600 円		軽課25%			軽課25%																																																																																																																	
	軽課75%	1,000 円																																																																																																																						
	軽課50%(*)	2,000 円																																																																																																																						
軽課25%(*)	3,000 円																																																																																																																							
市たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> 卸売販売業者等 	1,000本につき6,552円	申告納付 毎月翌月末日まで																																																																																																																				
入湯税		<ul style="list-style-type: none"> 入湯客 	入湯客1人1日について 150円	特別徴収 毎月翌月末日まで																																																																																																																				
都市計画税	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の固定資産(土地・家屋)の所有者 	課税標準の0.2/100	固定資産税と同様																																																																																																																				

29 市税税率の変遷

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～24年度	平成25年度	平成26年度																																																												
市民税	均 等 割	2,500円			3,000円			3,500円																																																														
	個 人 所 得 割	200万円以下		3%		課税標準の6% (一律)																																																																
		200万円超え700万円以下		8%																																																																		
		700万円超え		10%																																																																		
法 人	均 等 割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率																																																																
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円																																																																
		10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円																																																																
		10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円																																																																
		1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円																																																																
				50人以下であるもの		160,000 円																																																																
		1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円																																																																
				50人以下であるもの		130,000 円																																																																
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円																																																																		
上記の法人以外の法人等				50,000 円																																																																		
	法 人 税 割	昭和56年改正 (昭和56年8月1日以降) 法人税額の14.7% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 13.5% 資本金等の額が1億円未満である法人等 12.3%							平成26年税制改正 (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%																																																													
固 定 資 産 税	土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																																					
軽 自 動 車 税	昭和60年改正 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種 区 分</th> <th colspan="2">税率 (年額)</th> <th colspan="2">車 種 区 分</th> <th colspan="2">税率 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td rowspan="4">原 動 機 付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td colspan="2">1,000 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td colspan="2">1,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>90cc超125cc以下</td> <td colspan="2">1,600 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>ミニカー</td> <td colspan="2">2,500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽 三 輪</td> <td colspan="2">3,100 円</td> <td>軽二輪車 (125cc超250cc以下)</td> <td colspan="2">2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>二輪の小型自動車 (250cc超)</td> <td colspan="2">4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>小型特殊農耕作業用</td> <td colspan="2">1,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>自動車特殊作業用</td> <td colspan="2">4,700 円</td> </tr> </tbody> </table>										車 種 区 分		税率 (年額)		車 種 区 分		税率 (年額)		四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000 円		営業用	5,500 円	50cc超90cc以下	1,200 円		貨物用	自家用	4,000 円	90cc超125cc以下	1,600 円		営業用	3,000 円	ミニカー	2,500 円		軽 三 輪		3,100 円		軽二輪車 (125cc超250cc以下)	2,400 円						二輪の小型自動車 (250cc超)	4,000 円						小型特殊農耕作業用	1,600 円						自動車特殊作業用	4,700 円	
車 種 区 分		税率 (年額)		車 種 区 分		税率 (年額)																																																																
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000 円																																																																
		営業用	5,500 円		50cc超90cc以下	1,200 円																																																																
	貨物用	自家用	4,000 円		90cc超125cc以下	1,600 円																																																																
		営業用	3,000 円		ミニカー	2,500 円																																																																
軽 三 輪		3,100 円		軽二輪車 (125cc超250cc以下)	2,400 円																																																																	
				二輪の小型自動車 (250cc超)	4,000 円																																																																	
				小型特殊農耕作業用	1,600 円																																																																	
				自動車特殊作業用	4,700 円																																																																	
市 た ば こ 税	千本につき2,668円 (旧3級品は千本につき1,266円) 平成11年5月1日から適用			千本につき2,977円 (旧3級品は千本につき1,412円) 平成15年7月1日から適用			千本につき3,298円 (旧3級品は千本につき1,564円) 平成18年7月1日から適用		千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,495円) 平成25年4月1日から適用																																																													
特 別 土 地 保 有 税	保有分 1.4% 取得分 3%			新たな課税の停止																																																																		
入 湯 税	昭和52年改正 1人1日につき150円			課税免除 (日帰り利用料金1,000円以下) 追加 平成15年4月1日から適用																																																																		
都 市 計 画 税	課税標準の0.2%																																																																					
備 考																																																																						

29 市税税率の変遷 (続き)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元(平成31)年度	令和2年度				
市民税	均 等 割	3,500円									
	個 人 所 得 割	課税標準の6% (一律)									
	法 人 均 等 割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率					
		50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円					
10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円							
10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円							
1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円							
		50人以下であるもの		160,000 円							
1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円							
		50人以下であるもの		130,000 円							
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円							
上記の法人以外の法人等				50,000 円							
	法 人 税 割	平成26年税制改正 (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の12.1% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 10.9% 資本金等の額が1億円未満である法人等 9.7%				平成28年度税制改正 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の8.4% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 7.2% 資本金等の額が1億円未満である法人等 6.0%					
固 定 資 産 税	課税標準の1.4% (免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満										
軽 自 動 車 税	平成27年改正 (平成28年度課税から)					令和元年改正 (令和元年10月1日から)					
	車 種 区 分		税 率 (年 額)					自動車取得税が廃止され軽自動車税 (環境性能割) が創設 従来の軽自動車税は軽自動車税 (種別割) に名称変更 (注) 左記表は令和元年10月1日以降も継続して適用中			
	四輪以上	乗用	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	2,000 円
50cc超90cc以下									2,000 円		
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	軽二輪車 (125cc超250cc以下)	3,600 円	
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000 円	
	軽三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	小型特殊農耕作業用 自 動 車 特殊作業用	2,400 円 5,900 円	
市 た ば こ 税	※ 前項参照	千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき2,925円) 平成28年4月1日から適用		千本につき5,262円 (旧3級品:千本につき3,355円) 平成29年4月1日から適用		千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき4,000円) 平成30年10月1日から適用		千本につき5,692円 (旧3級品:千本につき5,692円) 令和元年10月1日から適用		千本につき6,122円 令和2年10月1日から適用	
特 別 土 地 保 有 税	新たな課税の廃止										
入 湯 税	1人1日につき150円 課税免除 (日帰り利用料金1,000円以下)										
都 市 計 画 税	課税標準の0.2%										
備 考											

29 市税税率の変遷 (続き)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																																																													
市民税	個人	均等割 3,500円			3,000円																																																																																																																													
	個人	所得割 課税標準の6% (一律)																																																																																																																																
	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>市内の従業者数</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>1,750,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下であるもの</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>50人以下であるもの</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下である法人</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>120,000 円</td> </tr> <tr> <td>上記の法人以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	市内の従業者数	税 率	50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円	10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000 円	10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円	1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円	50人以下であるもの	160,000 円	1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円	50人以下であるもの	130,000 円	1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000 円	上記の法人以外の法人等		50,000 円																																																																																																			
	資本金等の額	市内の従業者数	税 率																																																																																																																															
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000 円																																																																																																																																
10億円を超え50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000 円																																																																																																																																
10億円を超える法人	50人以下であるもの	410,000 円																																																																																																																																
1億円を超え10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000 円																																																																																																																																
	50人以下であるもの	160,000 円																																																																																																																																
1千万円を超え1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000 円																																																																																																																																
	50人以下であるもの	130,000 円																																																																																																																																
1千万円以下である法人	50人を超えるもの	120,000 円																																																																																																																																
上記の法人以外の法人等		50,000 円																																																																																																																																
法人	法人税割	平成28年度税制改正 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の8.4% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 7.2% 資本金等の額が1億円未満である法人等 6.0%																																																																																																																																
固定資産税		課税標準の1.4%	(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																																																																																																																															
軽自動車税		令和3年改正 (令和4年度課税から)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税 率 (年 額)</th> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>旧税率</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> <th>軽課税率 (75%軽減)</th> <th>軽課税率 (50%軽減)</th> <th>軽課税率 (25%軽減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td rowspan="2">原動機付 自 転 車</td> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>50cc超90cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td rowspan="2">軽二輪車 (125cc超250cc以下)</td> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>6,000円</td> <td>二輪の小型自動車 (250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>軽三輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円(※)</td> <td>3,000円(※)</td> <td>小型特殊 自 動 車</td> <td>2,400円 5,900円</td> </tr> </tbody> </table> (※) 乗用営業用のみ対象。	車種区分	税 率 (年 額)						車種区分	税率(年額)	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	原動機付 自 転 車	50cc以下	2,000円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	50cc超90cc以下	2,400円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	軽二輪車 (125cc超250cc以下)	ミニカー	3,700円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	6,000円	二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円	軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)	小型特殊 自 動 車	2,400円 5,900円	令和5年改正 (令和6年度課税から)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="6">税 率 (年 額)</th> <th colspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>旧税率</th> <th>標準税率</th> <th>重課税率</th> <th>軽課税率 (75%軽減)</th> <th>軽課税率 (50%軽減)</th> <th>軽課税率 (25%軽減)</th> <th>原動機付 自 転 車</th> <th>第一種 特定小型原付 (0.6kw以下)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td>2,700円</td> <td rowspan="2">原動機付 自 転 車</td> <td>第一種 一般原付 (50cc以下)</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> <td>第二種乙 50cc超~90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td>1,300円</td> <td rowspan="2">軽二輪車 (125cc超~250cc以下)</td> <td>第二種甲 90cc超~125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td>1,000円</td> <td>3,700円</td> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽三輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円(※)</td> <td>3,000円(※)</td> <td>二輪の小型自動車 (250cc超)</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> (※) 乗用営業用のみ対象。	車種区分	税 率 (年 額)						車種区分		税率(年額)	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	原動機付 自 転 車	第一種 特定小型原付 (0.6kw以下)	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	原動機付 自 転 車	第一種 一般原付 (50cc以下)	2,000円	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円	第二種乙 50cc超~90cc以下	2,000円	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	軽二輪車 (125cc超~250cc以下)	第二種甲 90cc超~125cc以下	2,400円	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	3,700円	ミニカー	3,700円	軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)	二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円
車種区分	税 率 (年 額)						車種区分	税率(年額)																																																																																																																										
	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)																																																																																																																												
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	原動機付 自 転 車	50cc以下	2,000円																																																																																																																									
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円		3,500円	5,200円	50cc超90cc以下	2,400円																																																																																																																							
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	軽二輪車 (125cc超250cc以下)	ミニカー	3,700円																																																																																																																									
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円		6,000円	二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円																																																																																																																								
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)	小型特殊 自 動 車	2,400円 5,900円																																																																																																																									
車種区分	税 率 (年 額)						車種区分		税率(年額)																																																																																																																									
	旧税率	標準税率	重課税率	軽課税率 (75%軽減)	軽課税率 (50%軽減)	軽課税率 (25%軽減)	原動機付 自 転 車	第一種 特定小型原付 (0.6kw以下)																																																																																																																										
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	原動機付 自 転 車	第一種 一般原付 (50cc以下)	2,000円																																																																																																																									
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円		3,500円	5,200円	第二種乙 50cc超~90cc以下	2,000円																																																																																																																							
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	軽二輪車 (125cc超~250cc以下)	第二種甲 90cc超~125cc以下	2,400円																																																																																																																									
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円		3,700円	ミニカー	3,700円																																																																																																																								
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円(※)	3,000円(※)	二輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円																																																																																																																									
市たばこ税		千本につき6,552円			令和3年10月1日から適用																																																																																																																													
特別土地保有税		新たな課税の廃止																																																																																																																																
入湯税		1人1日につき150円			課税免除 (日帰り利用料金1,000円以下)																																																																																																																													
都市計画税		課税標準の0.2%																																																																																																																																
備 考																																																																																																																																		

29 市税税率の変遷 (続き)

区 分		令和7年度																
市民税	個人	均 等 割	3,000円															
	法人	所 得 割	課税標準の6% (一律)															
		均 等 割	資本金等の額		市内の従業者数		税 率											
			50億円を超える法人		50人を超えるもの		3,000,000 円											
			10億円を超え50億円以下である法人		50人を超えるもの		1,750,000 円											
			10億円を超える法人		50人以下であるもの		410,000 円											
			1億円を超え10億円以下である法人		50人を超えるもの		400,000 円											
					50人以下であるもの		160,000 円											
			1千万円を超え1億円以下である法人		50人を超えるもの		150,000 円											
					50人以下であるもの		130,000 円											
1千万円以下である法人		50人を超えるもの		120,000 円														
上記の法人以外の法人等				50,000 円														
法人	法 人 税 割	平成28年度税制改正 (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から) 法人税額の8.4% (課税の特例) 資本金等の額が1億円以上5億円未満である法人 7.2% 資本金等の額が1億円未満である法人等 6.0%																
固定資産税	固 定 資 産 税	(免税点) 土地 30万円未満 課税標準の1.4% 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満																
軽自動車税	軽 自 動 車 税	令和6年改正(令和7年度課税から)																
		車 種 区 分						税 率 (年 額)										
		旧税率		標準税率		重課税率		軽課税率 (75%軽減)		軽課税率 (50%軽減)		軽課税率 (25%軽減)		車 種 区 分		税率(年額)		
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円		10,800 円		12,900 円		2,700 円				原動機付 自転車	第一種	特定小型原付 (0.6kw以下)	2,000 円		
			5,500 円		6,900 円		8,200 円		1,800 円		3,500 円			新基準原付 (125cc以下かつ最高出力4.0kw以下)				
	貨物用	自家用	4,000 円		5,000 円		6,000 円		1,300 円				原動機付 自転車	第二種乙	50cc超~90cc以下			2,000 円
			営業用	3,000 円		3,800 円		4,500 円		1,000 円				第二種甲	90cc超~125cc以下	2,400 円		
		3,000 円		3,800 円		4,500 円		1,000 円				ミニカー		3,700 円				
	軽三輪		3,100 円		3,900 円		4,600 円		1,000 円		2,000 円(※)		3,000 円(※)		軽二輪車 (125cc超~250cc以下)		3,600 円	
															二輪の小型自動車 (250cc超)		6,000 円	
														小型特殊農耕作業用		2,400 円		
														自動車特殊作業用		5,900 円		
市たばこ税	市 た ば こ 税	千本につき6,552円 令和3年10月1日から適用																
特別土地保有税	特 別 土 地 保 有 税	新たな課税の廃止																
入湯税	入 湯 税	1人1日につき150円 課税免除(日帰り利用料金1,000円以下)																
都市計画税	都 市 計 画 税	課税標準の0.2%																
備考	備 考																	

令和7年度市税概要

令和8年2月発行

発行 厚 木 市
編集 財務部市民税課